

午前10時 0分開議

○議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催にあたり、欠席したい旨の届け出のありました議員は3番 伊藤英雄君であります。

◎一般質問

○議長（佐々木嘉昭君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位7番。1、急を要する市内産業廃棄物及び一般廃棄物最終処分場の問題解決について。2、県道下田南伊豆線・岩下道路の新年度の道路整備計画、防災対策及び学童通学路安全性・実用性の検討について。3、観光立市下田の新年度のメインテーマ、下田市観光協会の独自性の検討及び民活事業団の海洋浴の進捗状況について。4、伊豆縦貫道・下田インターの位置の決定及び取り合い道路の早期整備について。5、都市計画道路・県道下田港横枕線の次期290メートル及び新みなと橋完成後の大川端通りの拡幅計画について。

以上5件について、16番 嶋津安則君。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

○16番（嶋津安則君） おはようございます。一般質問の最後の出番となりました。

今定例会最後のトリを務めさせていただきます。

ただいま、議長から通告がございました件名、5件につきまして、順次質問させていただきたいと思います。

第1点目は、急を要する市内産業廃棄物及び一般廃棄物最終処分場の問題解決についてでございます。この件につきましての汚泥、残廃等の処理につきましては、さきの小林議員の方からも質問がされておりますので、重複しない点、別の観点から質問させていただきます。

私は、平成11年6月定例議会におきまして、産業廃棄物の処分の件という題目で質問をさせていただきました。その際、私は1996年の厚生省のデータをもとに、市内の建設業者が産業廃棄物である建築廃材の処理に大変困っているの、ぜひ当局に具体策の検討をお願いしたいと申し述べたわけでございます。その際、当時の池谷市長は営業活動自身にマイナスを

来さないよう努力していきたいと申されております。当時の産業廃棄物の処理場は全国で3,000カ所ありましたが、現在では2,655カ所に減っております。産業廃棄物の総排出量は、当時約4億500万トンでございましたが、平成14年度のデータによりますと、3億9,300万トンになっております。相変わらずその8割を汚泥、動物のふん尿、建築廃材が占めているわけでございます。しかし、2003年4月の環境省の推計におきまして、全国に1,096万トンの不法投棄産業廃棄物が残されていると報告されております。つまり、産業廃棄物の量はほとんど減ってはいないのに、処分場がかなり減少してきているわけでございます。そこで、市内で新築、改築をする際、建築廃材の処分が、近場で処分ができないで、市外に搬出することにより、多額の処分費用がかかることになれば、不法投棄が多発することが十分に予想されるわけでございます。当時の当局は、県の方へ新たな施設の検討と現在の施設のパワーアップを要望すると答弁されておりました。しかし、依然市内の建設業者の方々は、建築廃材の処分のコストアップに大変困っているわけでございます。下田で出るごみはすべて下田で処分すべきであり、年間1億円もかけて他県にお願いすることなく、一般廃棄物の焼却、排灰等処分まで、下田市内で最終処分ができる方向で検討すべきであると思うわけでございます。それには、市内の解体業、建築業の方々との十分な協議、検討、協力をお願いしていかなくてはならないと思うわけでございます。つまり、現業者との検討設置委員会を提案するわけでございます。これは急を要します。当局の意向をお伺いいたします。

第2点目は、県道下田南伊豆線・岩下道路の新年度の道路整備計画、防災対策及び学童通学路の安全性・実用性の検討についてでございます。

下田南伊豆線における車道、歩道はともに大変狭小であります。地域住民のみならず、多くの方々から、改良、回復を望む声が絶えません。市当局は、毎年必ず要望事項に掲げられていることはわかっているわけでございますが、側溝の工事以外はほとんど依然と変わっておりません。今一層の強力なる要望の実施を望みますが、当局の意気込みをお伺いいたします。

また、防災対策におきましては、岩下区内の急傾斜の問題でございます。昨年の台風の後には、当局に急傾斜地の実情調査と防災対策をお願いいたしましたが、依然大変危険な状態にあります。そこで、岩下区長及び役員の依頼にて、市役所、土木事務所の担当職員の説明会が開かれましたが、余りにも斜面の高さがあるので、手の出しようがない、いつ落ちてきてもおかしくないとの説明を受けましたが、その後、急傾斜地の所有者がある程度の負担をしてくれる方向での話を伺っておりますが、個人の力では到底おさまる状態ではありません。

ぜひ、県土木、下田市が協力して、地元住民の方々の生命と財産を守るべく、諸策をお願いしたいと思うわけですが、当局のお考え、対応策をお伺いいたします。

次に、岩下区内の学童通学路におきまして、現在指定されております学童通学路はほとんど生徒たちに使われず、しかも人目に触れない箇所がいくつもあり、風紀上も問題がございます。そのために生徒たちは、指定通学路となっていない岩下本道を通学しておりますのが実情でございます。早急に実用にあった通学路に指定変更しておきまないと、学童通学保険の適用を受ける際に適用外となるのではないかと危惧するものでございます。

また、前から申し上げておりますが、現在道路整備をする際には、歩道設置において、2メートル50から3メートルの設置がされております。しかし、現状は1メートルにも満たない箇所が車道のすぐ横にあります。事故が起きてからでは、遅すぎるとの意見も前に何度も述べてまいりました。大変心配でございます。その辺、土木との協議はどうなっておりますか、どうなされるおつもりですか。当局のお考え、または対策をお伺いいたします。

第3点目は、観光立市下田の新年度のメインテーマ、下田市観光協会の独自性の検討及び民活事業団の海洋浴の進捗状況についてでございます。

伊豆の2月、3月は、河津桜で大変なにぎわいでもございました。毎年、その時期になりますと、下田には桜をしのぐ目玉商品はないものかと市民の多くの方々に問われます。この件につきましても、多くの議員の方々が発言しておりますが、下田市の観光資源でございます黒船来航の歴史、風光明媚で水質のきれいな海、各地でわく温泉は、他市町村と比べても決して引けをとるものではございません。むしろ、大いに誇れる貴重な目玉商品であると思うわけでございます。しかし、これだけでは全国から河津桜ほどの集客をもすることができません。何とかしなければと焦るのは皆さんも同様の気持ちであると確信しているわけですが、私は河津桜に便乗し集客ができる施策の一つとして、蓮台寺温泉金鉢の湯の復活整備の提案をしてまいりました。そこで、さらにビッグなアイデアを、また下田市の近未来の方向性を探ることができる市民参加の第2回下田タウンミーティングの開催を提案いたします。それら市民の提案をたたき台にして、新年度のメインテーマとして具現化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。市民全員のアイデアを結集すれば、必ず活路が見出せると確信しているわけでございます。

それにあわせて、下田市観光協会の立場は、観光の中心的存在としていま一層の営業努力と、市の補助金に頼らない経済的自立を求められてきていることになると思うわけでございます。つまり、観光協会自らが、収益事業を行う独立法人化の検討をしていかなければなら

ないと思うわけでございます。私たち厚正経済委員会のメンバーは、本年度の委員会視察におきまして、全国で初めて独立法人化を実施いたしました北海道ニセコ町に視察に行っていました。この協会は、平成15年9月1日に従来の組織を改組し、町が1,000万円、町民が1,000万円の出資をして独立法人が設立されました。従業員は案内業務5名、営業事務4名の計9名で、年間9,000万円の売り上げを目標としております。数年前まではニセコ町の観光協会も、下田市と同様の町が実施する観光情報提供事業や観光PR事業が主で、町からの補助金に頼っていて、町の財政事情から独立法人化の必要に迫られてまいりました。ニセコ町の観光協会は、事業において、従来の観光案内や観光PR事業のほかに、旅行業登録をしたことにより、商圏の幅がぐっと大きくなり、オリジナル旅行商品の企画、販売及び開発、宿泊、体験、各種施設のあっせん、特産品、農畜産品の販売、観光案内及び施設の管理、JRニセコ駅での発券及び施設管理、各種観光客誘客事業、旅行業に基づく旅行業及び代理店業と、多種多様の事業を展開しております。下田市観光協会におきましては、先日の新聞紙上で協会自体の経費問題から、会員の会費及び会員数の増加の検討に入っていると報じられ、まさに観光協会の自立の道を探る時期がやってきていると思うわけでございます。当局のお考えと、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、民間活力開発機構が平成15年の7月に下田市に求めてまいりました海洋浴の協議は、その後どうなっておりますでしょうか、お伺いいたします。これは同開発機構が温泉療養の郷、事業の海洋浴地域として、首都圏からの立地、良好な海洋資源や美しい自然環境などの条件を検討した結果、下田市に依頼してきたものでございます。機構側は、海洋浴の候補地は下田市以外には考えていない、ぜひ前向きに検討してもらいたいと、まさに下田にとっては願ってもいない申し入れでありました。その後のトーンダウンは少し気になっておりますので、お伺いいたします。今後の予定、計画等はどうか、ございましたらあわせてお答え願いたいと思います。

第4点目は、伊豆縦貫道下田インターの位置の決定及び取り合い道路の早期整備についてでございます。

この質問につきましては、土屋勝利議員が昨日されておりますので、私は、特に下田インターに関することに関してのみお伺いいたします。この問題におきまして、先月の28日に国交省の岩井副大臣が下田市を訪れ、伊豆縦貫道の1期は、環境アセスと、都市計画決定の作業を進めており、2期は1期を追いかける形で一日も早い実現を図っていきたいと話され、大変心強く思っておりますが、どこにどのように下田インターができるのか、どこを通るの

かが何ら明らかになっておりません。さきに国交省の谷口道路局長への要望活動も行っていただきましたので、両者のお話の中に、下田インターに関して、具体的な説明がありましたでしょうか、お伺いいたします。また、環境アセス及び都市計画決定の作業はいつごろまでに完了するのか、下田インターの正確な位置の決定はいつごろまでに決まってくるのでしょうか、お伺いいたします。

質問項目最後の第5点目に、都市計画道路・県道下田港横枕線の次期290メートル及び新みなと橋完成後の大川端通りの拡幅計画についてでございます。

下田港横枕線は、平成12年の説明会実施から何と4年かかってやっと今回予定の200メートル部分の約3分の1の用地買収費が予算化され、スタートしたわけでございますが、当初の説明では、5年かかる工事期間のスパンをなるべく短くして工事を進めていくと説明されてまいりました。しかし、下田港横枕線の整備の残り290メートルのうちのバイパス側の用地買収はいつごろから実施されますか、お伺いいたします。

また、本年度用地買収に入りました200メートル部分の完成は最近の県土木の説明ですと、5年スパンで実施とのことでございます。ぜひ短縮するように県土木に切望していただきたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。なぜなら、当初の説明会で、土木事務所は地元の地権者にはっきりと明言しております。その件は、建設課の担当者におかれましても十分におわかりのことと思いますので、再度申し上げたいと思うわけでございます。

また、新みなと橋が3月末日に完成することに伴い、旧町内側の接続道路の拡幅の問題解決が必要となってまいりました。この件は今までに多くの議員の方々からも、この狭小な問題点を指摘されてまいりました。そして、いよいよみなと橋完成後、即接続道路の狭小問題の解決解消が不可欠となってまいったわけでございます。この問題解決を具体的に当局はどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

以上が私の主旨質問でございます。当局の明快なるご答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 急を要する市内産業廃棄物最終処分場等につきましてのご質問でございます。

まず、大変全国でも不法投棄の問題、それから処理物が処理されていない問題等のご指摘がございました。まず、市内での不法投棄の問題でございますが、産業廃棄物、特に建築廃材についての不法投棄は今のところないというような報告を受けております。特に市の不法

投棄が多いのは、主に家電製品、それから夏に浜地で使用したパラソルとかいす等が、夏が終わった後に捨てられているというようなことの問題点が出ておりますが、今のところ建築廃材の不法投棄はないということで、何らかの処理をされておるといような理解をしております。

それから、市内に最終処分場というようにございまして、最終処分場ということになりますと二通りの考え方があろうかというふうに思います。1つは民間業者が設置する方、それからもう一つは市で処分場をする場合でございまして、こういう問題につきましても、いろいろ今検討しております。また、議員がおっしゃるような建設土木処理業者が大変処理価格の問題で困っているよというようにご指摘でございまして。これも少し耳にしている部分があります。今のところは、その処理については市内にある処理業者の中でほとんどが処理できておるといようなことも聞いておりますので、またよそへ運んでおるとかいろんなことがありましたら、ちょっと担当課の方とも話を聞きながら、もう少しそういう情報を細かく集めて考えさせていただきたいというふうに思います。

それから2つ目の質問でございまして下田南伊豆線ですね、特に岩下道路の問題等につきまして、また先般の台風の後に大分山の急峻なところに倒木とか浮石が出ている、こういう問題につきまして、まあ急傾斜の問題ですね。

それから岩下地区の通学路の問題もご指摘がありましたので、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

3つ目の観光立市下田の中でのいくつかのご質問がございました。

1つ目のご提案という形で蓮台寺の方に金鉢の湯というものを復活したらどうかということでございます。これはやるとしたら民間主導で行われる事業ではないかなというふうに判断をさせていただきます。

また、いろいろ河津桜、みなみ桜の問題点も今回議会でもいろいろなご質問が生まれて、またご提案もありまして、そういう中で議員の方からは市民から多くの観光アイデアを募ったらどうか、いわゆるタウンミーティングの開催というのもいいのではないかというようにご提案でございまして。タウンミーティング方式がいいのか、この辺はなかなか大人数の中で意見がごちゃごちゃになってもあれですし、また我々とすれば、観光は一つの大きな目玉施策でございまして、いわゆるいろんな分野の人たちにお集まりいただいてお話を聞いて、その中からアイデアがいただけるというように方法論もあろうかと思っております。そういうことも踏まえて、ご提案という形で受けとめたいというふうに考えております。

下田市の観光協会の問題につきまして、先般議員の皆さん方で北海道のニセコリゾートの観光協会、たしかニセコは大変今全国的にも観光協会の自立という中で、いわゆる独立をした組織として収益を上げておる大変先行した観光協会ということでございます。こういうことも考えながら、今下田の観光協会も現在収入の確保をどういうところに求めようか、あるいは、経費の見直しというのを観光協会の方でやっております。そういう中で、このニセコの観光協会等もいい事例ではないかと思っておりますので、またその辺も踏まえて進めていきたいと思っておりますが、とりあえず下田市としましては、今後予定しております観光情報コーディネートシステム、こういうことの流れの中で体験観光する中での手数料収入、こういうことも今観光協会を主体として考えさせておりますので、こういう方面で応援をしていきたい、このように考えております。観光協会がいろんな形で収益を上げていくという形になりますと、ニセコと同じように、何と言うんですか、旅行取扱業とか、いろんな資格を持っている方がいてそういうことができるわけでありまして、今度資格を持った人間の配置だとか、そんなことも出てくるのではないかなというふうに考えております。

海洋浴の問題になりますけれども、これは現在民活の方から投げかけられまして、民活の方は今箱根強羅の温泉浴の方を先行してやっております。下田市としましては、民活の方から投げかけられた事業で、確かに下田らしいということで今取り組みをさせていただいております。JTB旅連の方から少しお金をいただきまして、現在は、財団法人の都市農産漁村交流活性化機構というのがあります。いわゆる町村交流機構というのですけれども、ここに進行役をお願いをいたしまして、現在ワークショップを開催中でありまして、1月7日と2月14日、3月14日ですね。先回でございますけど、3回のこのワークショップを開催させていただきまして、最終的に観光協会が今主体となってやっておりますので、今月の末までに、この交流機構の方から海洋浴の郷下田のビジョンというものを作り上げたものを提案していただくと。これを基本にして17年度から前向きに考えていくと。こういうことで、事業としてはこういう準備段階を今進めております。ただ、海洋浴というのは、前々からこの議会の中でも説明させていただきまして、大変海の風とか、白い砂浜というものを歩くとか、いろんな形で下田にマッチしたい事業でありますけれども、なかなか日本の国民性というものが果たしてすぐにそういうものに飛び込めるかという問題がございます。この海洋浴はドイツとかフランスの方では本当にすばらしく発展をしているところがあるのですけれども、いわゆる何日か滞在をしていただくということは、今長期滞在型の旅行も下田市は取り組んでおりますけれども、この両方の組み合わせによって、この海洋浴の問題点というのがうま

く進んでいくのかなということで、17年度は今出てくる海洋浴の郷下田ビジョンの内容を踏まえて、17年度から推進していくということで。

現在は強羅の温泉浴の、温泉療養の郷というのが大変うまくいっているんですよ。これは、箱根の強羅の方は、15年と16年、2回やりましたけれども、大変うまくPRもやりまして、15年の3月にやったときには、期間中延べ3,000人この温泉療養の形でお客さんを呼んでいます。16年の3月7日に開催した温泉療養の集いにつきましても、期間中2,000人呼んでおる。ですから、全国には温泉につかって療養していこうというような方々がいるわけですので、うまく発信していけば、この下田も海洋浴の郷という中で、温泉と海を使ったものでいくのではなかろうか、しかしながら、しっかり準備をしていきたいというふうに思います。特に強羅の方は、やはり旅館等もうまくマッチしまして、夕食の献立を、例えば、健康900キロカロリーに限定して、ただこれは病院とかそういう内容の粗食ということではなくて、旅館でその地域でできるそういうメニューづくりをして、もう既に何軒かの旅館がこういうのに取り組んでお客を集客している。ですから、やはり地元の、この海洋浴についても、その旅館とか民宿とかペンションとか、いろんな施設の方々が同じ思いを持たないとなかなか成功しないのであろうということで、今準備を。そういう方々を巻き込んで、ワークショップをやっておるということでございます。

それから、4つ目のご質問でございました伊豆縦貫の下田インターという問題でございます。議員の方から岩井副大臣とか谷口道路局長の陳情の中で、そういうお話が出なかったのかということでございますが、あくまで陳情というのはそういうところに行ってもいわゆる副大臣とか国の道路局長から細かい問題点のお話は出てまいりません。当然窓口は沼津国道河川事務所ですね、こちらの方が国の出先機関でしっかり対応しているところでありますので、その辺からの情報を得るしかないということで、あくまで岩井副大臣、谷口道路局長の方への陳情は、河津下田道路の1期を早く着工してほしい、それから河津下田の2期の方の7キロ区間を早くルート帯の決定と、準備期間に格上げをしてほしいと、こういうお願い、大きなお願いでございますので、細かい問題につきましては、その沼津の方の事務所の情報ということになるかと思えます。ただ先般、今、議員がおっしゃいました2月28日の副大臣の陳情には名古屋の整備局の桐越道路部長さんに来ていただきましたので、まさにそういう国の出先機関のトップにある程度前向きな発言をしていただきましたので、どんどんこういう陳情活動はしていきたい、このように思っております。

細かい環境アセスの問題、それから都市計画の問題については、昨日土屋勝利議員と同じ

関連の質問でございますので、いわゆる今後、下田武山地区とか、稲生沢地区とか、稲梓地区の方々を中心として、まちづくり会議を設置しまして進捗状況、それから情報が入り次第いろんなことを流していくと、こういう方向で進めていきたい、このように思います。

5つ目の都市計画道路の県道下田港横枕線の問題でございます。特に1期区間とか、2期区間、それからの問題、あとみなと橋の完成ですね、今月開通いたしますが、この後の旧町内へのいわゆる道路の問題等がございます。これまた、細かいことは担当課長の方から答弁させていただきたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 大きな2つ目の1つ目としまして、県道南伊豆線の拡幅改良について一層の強力なる要望、実施を望むが、当局の意気込みはどうかとのご質問でございますけれども、これにつきましては、毎年岩下区より道路の拡幅と歩道の整備についての要望が上がってきておりますので、下田土木事務所の方にも陳情は行っております。その中で現在伊豆縦貫自動車道路に伴います下田市内の交通ネットワークの形成についての検討する組織を、国、県、市の関係機関で設置しましたので、この県道南伊豆線につきましても、検討され、今後の方向性が示されてくるものと思われまますので、これらの動向を見ながら県の方へ要望していきたいというふうに思っております。

2つ目の岩下急傾斜の今後の対応についてのご質問でございますけれども、これは台風22号によりまして、山に残っております危険な倒木や浮き石の処理については、急傾斜事業として施行していただきたい旨の要望書が岩下区より市の方に提出されております。このため、市としまして、下田土木事務所に対しまして、急傾斜事業として取り扱っていただけるようお願いをしておるところでございます。現在、下田土木事務所より、台風被害であること、それから被災箇所全体が崩壊危険区域に指定されていること、それから施設への被害が予想されること等によりまして、急傾斜事業としてできるように検討しておりますという報告を受けておりますので、検討の結果の連絡があり次第、速やかに地元区の方に説明させていただきたいというふうに思っております。

それから3つ目のこの県道下田南伊豆線の歩道の設置についてでございますけれども、1つ目の方で答弁させていただきましたけれども、この拡幅と歩道を含めて、この下田市内の交通ネットワークの形成についても検討する組織がありますので、その中で、それも含めて一緒に検討させていきたいというふうに思っております。

それから大きな5つ目の都市計画道路、下田港横枕線のご質問とみなと橋の完成後の交通

拡幅計画についてのご質問でございますけれども、1つ目の都市計画道路、下田港横枕線につきましては、下田小学校の入り口付近から了仙寺付近まで、200メートルを第1期区間としまして、平成20年度を目標に現在下田土木事務所において鋭意事業を進めております。このご質問の中の事業の短縮につきましては、県の予算の状況や下田市のこれも負担金が必要となりますので、土木事務所と十分協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。それから、第2期区間につきましては、この下田小学校入り口付近から国道136号までの125メートルでございますけれども、事業の具体的なスケジュールにつきましては、第1期区間に引き続き事業実施される予定ですが、伊豆縦貫自動車道路の下田インターのアクセス道路の検討にあわせて考えたいと、下田土木事務所の方からも報告を受けておりますので、またこの進展がありましたら、地元の方に報告したいというふうに考えております。

それから2つ目のご質問でございますけれども、みなと橋の完成に伴います交通ネットワークの形成というものは、これは十分重要的な課題であるというように位置づけておりますけれども、この課題につきましては現在マスタープランの策定会議におきましても、旧町内と武山地区を結ぶルートについて検討してございまして、大川端通りの拡幅案、これも上申をしておりますが、この拡幅には河川管理者並びに港湾管理者と協議が必要となりまして、今後十分に検討して対応していかなければならないと議論されております。伊豆縦貫自動車道に伴います下田市内の交通ネットワークの形成について検討する組織を、先ほども説明させていただきましたけれども、国、県、市の関係機関で設置いたしましたので、今後はこの組織において議論していただき、交通ネットワークの形成の方向性を説明していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○学校教育課長（森 廣幸君） 続きまして、岩下地区におきます学童通学路の関係でございますけれども、これにつきましては現在児童は本線を通っております。と申しますのは、ご指摘いただきました通路につきましては、危険性がちょっと指摘されたというようなこともございます。地域の方から落石等の危険性があるよということがございましたもので、小学校、中学校に対しまして、その道路を使用しないで、危険性はございますが今の本線を通して、そこを通学経路として使うように指示してございます。また、通学路の関係につきましては、現在学校の方では指定という形をとってございまして、各父兄の方々が子供さんの

学校までの経路を届け出させていただきまして、その道順を一応承認すると、こういう形で対応しております。ですから、現在本道を通っておりますけれども、もし、あつては困りますけれども、事故がありましても、学童は一応保険の適用の対象になると、こういうことでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木嘉昭君） 16番。

○16番（嶋津安則君） 大変明快なるご答弁、ありがとうございます。ぜひよろしく願いたいと思います。

そこでその中で1点市長の答弁の中で、市内に産業廃棄物の不法投棄はないというふうに言明されまして、環境課長にお伺いするわけでございますけれども、1月23日に、大賀茂地区で不法投棄のごみの収集を区の事業で行っているんですよね。この中で南伊豆町境の八越トンネルが下田側の500メートルの付近に、及びヒノキ沢林道ですか、そこに不法投棄の産業廃棄物がございます。ということで、何かペンキではないかという形の、ペンキの18リットル缶が相当落っこちているんだと。それとあと左官業さんのものではないかという左官材料もかなり落っこちているということで、その辺についてのことは、環境課長の方で把握しておりますか。お伺いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○環境対策課長（村嶋 基君） 先ほど市長が建築廃材の不法投棄がないということは、現実において、保健所の方に確認したところということで、大きな、言うならば、よく言います山積みにしたとか、そういうものはないということでございまして、先ほど市長が言いましたように、市の方でやっている中には、パラソルとか電気製品があるとその中にはやはり、八越トンネル、そういうところには少なからず缶があるということでございますけれども、これが産業廃棄物になるかならないかという問題がありますので、現実には大賀茂区でやった場合はうちの方に報告がありますので、わかっておりますけれども、それが建築廃材の不法投棄とはうちの方は思っておりませんので、思っておらないというより単なる不法投棄ということで処理しております。

○議長（佐々木嘉昭君） 16番。

○16番（嶋津安則君） わかりました。大変多くの要望とお願いと質問をしたわけでございまして、ぜひともですね、当局にこれからそれに沿った形の中での、また善処していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって、16番嶋津安則君の一般質問を終わります。

◎議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により議第23号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村の5町1村と下田市との間の第2次救急医療施設整備、運営に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、議第23号 東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村の5町1村と下田市との間の第2次救急医療施設整備、運営に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の27ページ、28ページをお開き願います。

第2次救急医療業務につきましては、下田市と賀茂郡下5町1村で2次保健医療圏域を設定しまして運営しているところでございますが、第2次救急医療に係る補助金に関する事務、それから病院群輪番制病院、これは原則として2次医療圏ごとに区域設定し、救急病院が交代制で休日、夜間における診療を行う仕組みのことでございますが、この輪番制病院の確保、さらに病院その他との連絡調整に関する賀茂郡下5町1村の事務受託に関しまして、昭和58年9月議会におきまして、議第40号 第2次救急医療施設整備運営事務の受託についてとしてご提案させていただき、同年9月30日に事務委託に係る規約の制定について議決をいただいたところでございます。その後、5町1村との間におきまして、協議書、委託契約書などを交換し、同年11月1日から現在に至るまで、受託事務を執行してきているところでございます。しかしながら、今般西伊豆町と賀茂村とも合併に伴いまして、規約の一部を変更する必要が生じたため、別紙28ページでございますが、その内容のとおり規約を変更させていただきたいというものでございます。

提案理由といたしましては、事務の委託に際しましては、地方自治法第252条の14第1項の規定によりまして、普通地方公共団体の協議により規約を定めることとなっておりますことから、現行の規約を変更するにあたり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を必要とするため、提案させていただくものでございます。地方自治法第252条の14第1項の規定は、「普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の地方公共団体に委託して、当該普通

地方公共団体の長をして管理し及び執行させることができる。」というものでございます。また、地方自治法第252条の2第3項本文は、「協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」という規定でございまして、事務の委託に関する協議に際し、地方自治法第252条の14第3項において準用する地方自治法第252の2第3項の規定を根拠としまして、議会の議決をいただかなければならないというものでございます。

次に、規約変更の理由ですが、先ほど申し上げましたとおり、西伊豆町と賀茂村が合併して、平成17年4月1日付で新たに西伊豆町になることに伴い、現在の規約中、「西伊豆町及び賀茂村」と表記されている部分を改めるというものでございます。

それでは、条例改正関係セットを説明資料により説明させていただきます。

恐れ入りますが、説明資料の27ページ、28ページをお開き願います。

27ページは変更前、28ページは変更後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

まず、題名の改正ですが、題名中「・西伊豆町及び賀茂村の5町1村」を、「及び西伊豆町の5町」に改めとさせていただくものです。また、本則の第1条、第3条及び第5条から第9条中に、「関係町村」という表記が使われておりますが、これらをすべて「関係町」に改め、さらに第1条中の「・西伊豆町及び賀茂村」を「及び西伊豆町」に改めさせていただきます。

議案に戻っていただきまして、28ページでございしますが、附則の施行期日つきまして、この規約は平成17年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 下田・賀茂の2次救急医療の病院群というのは、どのように整備されているのでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 第2次救急医療の病院群ではありますが、現在は、西伊豆病院、それから伊豆下田病院、共立湊病院の3病院が指定を受けているところでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） 下田・賀茂郡の住民にとっては、医療過疎と言われているくらい、この救急医療の体制というのは不備が目立っているわけでございます。とりわけ、2次救急の病院につきましても、ほとんどの救急患者が共立湊病院に集中している現状があるのではないのかというふうに思うわけでございます。そうしますと、例えば、共立湊病院に救急患者が運ばれたとしても、受け入れられたとしても、専門医がいないために1日あるいは2日間くらいは専門外の医師に治療を受けるという、こういう状態が間々あるのではないのかあわせて、下田病院あるいは西伊豆病院においては、2次救急医療を受け入れるような輪番制の病院としての施設機能というふうな点で問題がないのかどうなのか、医師群その他含めましてないのかどうなのかさらに、私の記憶では恐らく、東伊豆町、河津町、要するに、伊豆東部地域においては日大三島病院が2次救急医療病院として指定されていたのではないのかと思いますが、今日この下田病院、西伊豆病院、共立湊病院の3病院で、下田・賀茂における2次救急医療の輪番制病院がこれで充足しているのかどうなのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） 今の議員のご指摘でございますけれども、救急搬送が共立湊病院に集中しているのではないかというご指摘がございましたけれども、平成14年の実績を見ますと、下田地区消防組合におきましては、共立湊病院が大体1,015回、それから平成15年におきましては1,109回、それから平成16年、これは1月から12月まででございますけれども、1,123回ということで、ご指摘のとおり非常に多くを共立湊病院が受けているところでございますけれども、ただ、救急搬送の場合、専門医とかベッドの空きがないとか、またほかの重篤患者の対応を行わなければならないということで、なかなか救急医療指定病院であっても受け入れてもらえない場合もございます。それらにつきましては、消防署の方で各指定以外の医療機関に当たって受け入れをお願いしている実態はございますけれども、今のところ共立湊病院が救急搬送の主幹的な病院として存在しておるということは事実でございます。

なお、西伊豆病院につきましては、主に西伊豆の広域消防の方で対応しているわけでございますけれども、大体14年が1,284、それから15年が849件、そういった搬送の件数の状況となっております。

それから、東伊豆地域でございますけれども、ご指摘のとおり、昔は熱川温泉病院が救急医療病院として指定されておりましたけれども、病院の経営上の考え方から、一般病床からすべて療養型病床への転換を図っておりまして、そのため平成15年の中途から指定病院の辞

退の申し出がございまして、9月から指定病院を外させていただいております経緯がございまして、現在3病院の指定となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） この下田・賀茂地域における医療過疎という問題について、3次救急については県の医療圏ということで、方針として長岡に順天堂病院が3次救急の指定病院であると、一次救急あるいは二次救急については伊豆県域の中でもこの下田・賀茂については、この周辺で処理、設置するという、こういう医療体系になっているわけですが、今、課長さんからお話がありましたように、救急医療の輪番制といっても、実態は共立湊病院、あるいは西伊豆病院が受けているという、輪番制といっても輪番制が崩れているのではないかと。例えば、輪番制ということになれば、どこの病院が何日でどうだとかというそういうことになるんだろうと思うけれども、実態はそうなっているのか。だとしますと、私は、2次救急のこの現状というものをよく調査しまして、そして、この下田市民、あるいは賀茂郡民の生、命を守る行政というのは極めて大事であると、そういう点で下田賀茂における2次救急体制というものは、一つの問題があるのではないのかというふうに私は思うわけですが、そういう点で、今回の規約改正というものがございましたが、そういうものの前に、下田・賀茂における2次救急体制というのは、今申し上げましたように、賀茂や下田市民の生命を守る上での十分な体制になっているかどうかという、こういう根本的な問題の検討が必要だろうと、それが大事であって、やはり、そういうことを執行当局者というのは、検討していく必要があるのではないかと。そういう点で、私も申し上げましたが、病院群3つで充足しているのか、さらに、3つの病院の中で二次救急病院としての対応ができていく病院があるのか、ないのか。あるとするならば、そういうものを緊急に対応していく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） この2次医療救急体制でございますけれども、ご承知のように、静岡県では静岡県の保健医療計画というものをつくっております、この見直し時期が今参っております。県は今素案を各市町村に示しまして、それを吸い上げた中でこの3月末までには、医療保健計画の策定ができ上がる予定となっております。この中で、第2次救急医療体制につきまして、県の見解としましては、病因群輪番制により入院を必要とする重症救急患者を診療している患者数は、年々増加しているという認識でございます。ただ、療養

病院への転換ですね、先ほど申し上げましたように、一般病床からご高齢の方等が主体になるわけですが、長期療養が必要とする方の療養型病床への転換が非常に進んでおりまして、輪番制から脱退する病院が増えているという現実がございます。この輪番体制の確保に苦慮している地域があるということも、県の方ではご認識いただいているということもございます。下田市におきましても、これらの状況はあるわけですので、現在、この救急医療の問題につきまして、構成市町村の担当課長を集めまして、この1月に会議を開きました。平成17年度中には再度担当課長にお集まりいただき、この救急問題に対してもっと深く踏み込んだ協議を進めていくことになっております。またこれは、非公式ではございますけれども、賀茂医師会におきましても、この救急医療の問題につきまして、理事会の中でお話し合いが行われまして、今後継続してこの救急問題に対して検討、協議を進めていくという話を承っております。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） それらの今後の対応でございますが、現状を十分調査した上で今後どうあるべきか、ご指摘のように、今第2次救急医療と第1次救急医療との線引きがなかなかできていない状況がありますので、これらの線引きの問題を含めまして、今後検討させていただきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

○11番（梅田福男君） 今、課長から説明があったわけですが、私は患者の立場で聞くんですけれども、要するに、救急車が来ます、ところが救急車に乗ってもなかなかその病院が決まらなくて走れない、こういう状況があります。それでどこへ走るかというと、消防署の庭に走るんだと、そこで待機するんだと。患者さんを乗せて待機するような救急車ではしょうがない。しかし、考えてみれば、夜間等もある、休日もあるかと思うけれども、受け入れてくれないというところも、これいたし方がないところもありますけれども、患者にしてみれば、一刻も早く行きたいんだと、こういうことで非常に苦勞があると。

もう一つは、患者さんに車の中で、「あんたどこかかかりつけの病院がありますか。」と聞くんだそうです。それで例えば「ない。」と言いますと、これ困っちゃって、なかなか行く先が決まらない、こういう状況があるんですけれども、こういう面について当局は聞いておりますか。消防署の方から。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただいまの救急搬送を依頼しましても、なかなか受け入れ先の病院が見つからなくて、消防署の敷地内におきまして、救急車が待機しているという状況は耳にしております。ただこの問題につきましても、先ほどの小林議員の質問とも関連するわけでございますけれども、なかなか、やはり受け入れのできない理由が、先ほど申しあげましたように、専門的な治療に対応できるお医者さんが現在その病院にいないと、あるいはほかの重篤患者さんを診ておきまして、その救急患者を受け入れることはできないとか、さまざまな理由があるわけございまして、この辺の問題を含めて、今後改善に向けて検討していかなければならないと強く感じているところでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 11番。マイクをお願いします。

○11番（梅田福男君） 当局は努力するというところでございますから、それに了としますけれども、しかし、先ほど課長によりますと、受け入れの病院もなかなかないというお話です。また、第2次救急になるところも少ないと聞いておりますけれども、やはり、これはさらに検討しても、病院も少ないといえば少ないんですけれども、中には受け入れていいですよというところもあろうかと思う。やはり、救急指定する以上は、そういう患者さんのことを大事に考えてくれるところをやっぱり指定すべきだと。ただ単に、やってくれるからといって指定ではない、このように私は考えますので、ぜひ検討してもらいたいと、こんなふうに考えます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） ただいまの梅田議員のご発言のとおり、実際、第2次救急医療の指定病院でない病院が、非常にご好意で患者さんを受け入れていただいている実態はございます。この病院の、非常にオーバーワークというのが、現実問題として挙げられておきまして、こういった問題につきましても、今後深く調査しながら、改善していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

13番。

○13番（大黒孝行君） 数点お伺いいたしますが、この2次救急の県の補助金の支出金の廃止と、一般財源化して、なおかつ同等額の予算が計上されるわけですが、この分配、渡すというのはどういう基準に基づいてやっているのか。

それから、東海岸に救急の受け入れ先がないのは、もう2年ですか、2年ちょっと続くわ

けですが、その辺は今後どう推移されるのか。

私は、先ほど小林さんが申されました医療過疎というものは、現実、下田市は統計的には病床、病院数、診療所数、病床数、ほとんど市単位では上位にランクされていると思っております。そこで、なぜ医療過疎という認識が市民に根強いかと言いますと、やっぱりこの救急医療の設備の問題、しかもその充実と医師の質、専門医のバランスの欠けたその結果だと思っております。その辺の認識をどうとられておるか、お伺いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○健康福祉課長（糸賀秀穂君） まず、補助金の算定の問題でございますけれども、補助金につきましては、平成16年度までは県の方からいただいております。これが平成17年度につきましては、一般財源化されるということが決まっております。この経費の負担割合につきましては、人口割60%、均等割が20%、地域割20%というような配分で、人口につきましては、前年の4月1日現在の人口を押さえさせていただいているところでございます。それによりまして、算定をしております。

それから、東伊豆町が現在救急指定病院の空白地域になっているわけでございますが、この問題につきましても、東伊豆町も大きな問題としてとらえております。まだ非公式でございますけれども、いろいろな動きをしているというふうに聞いておりまして、この問題につきましては、県の保健所も十分ご認識をされているというふうに理解しております。

それから、医療過疎に係る設備の問題とか、あるいは専門医の不足の問題でございますけれども、やはり、これは設備の問題につきましては、当然最新の医療機器を備えつけた病院であれば理想でございますが、なかなか病院経営上の問題等がございますでしょうし、その辺につきましては、設備の更新につきまして、行政の方からなかなか強くお願いするということができない状況にあります。ただ要望としましては、そういう形で各病院の方にはお願いする必要があるかと思っております。

それから、専門医につきましては、ご承知のとおり、現在、新研修医制度ができておりまして、なかなかこれまで大学病院からいろいろ地方の方に派遣していただいていた経過はございますけれども、その新研修医制度の問題で、大学の方に戻されるお医者さんが非常に多くなっておりまして、この辺は専門医不足ということで、全国的な問題になっているところでございまして、この辺の対応につきましても今後どうするか、全体の問題として考えていかなければならない問題であるというふうに思っております。

○議長（佐々木嘉昭君） 13番。

○13番（大黒孝行君） ぜび賀茂医師会とも、救急に関しては、消防関係とも十分な話し合いを定期に持たれるように要望して終わります。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 4分休憩

午前11時14分再開

○議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第24号～議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第24号 電算業務に関する事務の受託について（河津町分）、議第25号 電算業務に関する事務の受託について（松崎町分）、議第26号 電算業務に関する事務の受託について（西伊豆町分）、議第27号 電算業務に関する事務の受託について（南伊豆町分）、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号と一括にて説明をさせていただきます。

まず、議第24号 電算業務に関する事務の受託についてご説明を申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、平成17年4月1日から、別紙規約のとおり、河津町の電算業務の一部に関する事務を受託するものでございます。

提案理由でございますが、南伊豆総合計算センターが平成17年3月31日解散することになり、解散後の事務処理は当市が承継することになりまして、河津町の電算業務は平成17年4月1日から民間委託という手法で行っていくことになりましたが、電算業務のうち平成16年度に処した財務会計に関する業務、平成16年度に賦課した税関係の業務につきましては、当市が承継する電算システムでなければ処理できませんので、河津町はこれらの電算事務を当市に委託するものであり、当市はこれを受託するものであります。当市と河津町と電算業務

の委託に関する規約を制定するにあたり、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用される同法252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

では、河津町と下田市との間の電算業務の委託に関する規約についてご説明をいたします。恐れ入りますが、議案書の30ページをお開きください。

第1条は、委託事務の範囲を定めたものでありまして、その事務は平成16年度以前賦課の税及び公共料金関連業務、平成16年度財務会計関連業務、それにこれらに関連する業務等でございます。

第2条は、管理及び執行の方法を定めた規定でありまして、委託事務については下田市の条例、規則及びその他の規定を適用するものでございます。

第3条は、経費の負担及び予算の執行です。委託事務に要する経費は河津町の負担となるものでございます。

第4条は、委託経費の精算です。市長は委託事務が終了したときは、速やかに委託事務の管理及び執行に係る収支、収入及び支出の明細を河津町長に通知をいたします。また、委託経費に過不足が生じた場合には、当該年度の予算に応じて調整をすることになります。

第5条は、決算の場合の措置です。市長は決算の要領を告示したときには、その委託事務に関する部分を河津町長に通知することになります。

第6条は、委託事務の期間であります。委託期間は平成17年9月30日までです。

第7条は、連絡会議です。委託事務の調整を図るために設けることにいたしました。

第8条は、条例等改正の場合の措置です。委託事務に関連する下田市の条例、規則、規程等を改正した場合、河津町に通知することになります。同時に河津町はその旨を公表いたします。

第9条は、この規約に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は河津町長と下田市長が協議して定める委任規程でございます。

附則ですが、この規約は平成17年4月1日から施行するものでございます。

引き続き、議第25号 電算業務に関する事務の受託についてご説明申します。

地方自治法第252条の14第1項の規定より、平成17年4月1日から、別紙規約のとおり松崎町の電算業務の一部に関する事務を受託するものでございます。

提案理由及び規約等につきましては、議第24号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

引き続き、議第26号 電算業務に関する事務の受託について説明を申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定より、平成17年4月1日から、別紙規約のとおり西伊豆町の電算業務の一部に関する事務を受託するものでございます。

提案理由及び規約等につきましては、議第24号、25号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

引き続き、議第27号 電算業務に関する事務の受託についてご説明を申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定より、平成17年4月1日から、別紙規約のとおり南伊豆町の電算業務に関する事務を受託するものでございます。

提案理由は、議第24号、議第25号、議第26号と同様でございますが、規約の内容に一部相違がございますので、相違する事項に関する条文のみご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開きください。

第1条の委託事務の範囲ですが、平成17年度受託する事務と平成18年度受託する事務に分けて規定をさせていただきました。

その理由でございますが、平成17年度は河津町、松崎町及び西伊豆町と違って、解散前、計算センターで処してきた電算業務のすべてを下田市に委託することになります。それは第1条第1号に掲げる給与、税、住民記録、国民年金、福祉、衛生、教育、選挙、介護保険、老人保健、国民健康保険、水道、下水道、財務会計及び住民基本台帳ネットワークに関する事務が該当するものでございます。平成18年度は、河津町、松崎町、西伊豆町と同様、9月30日までは平成17年度以前賦課の税及び公共料金関連業務、平成17年度財務会計関連業務を下田市に委託することになります。

第4条は、経費の精算及び決算の措置に係る規定でございます。委託の期間が2年にわたるといふことで、会計年度内に委託事務を廃止する場合においては、当該事務の管理及び執行に係る収支は廃止の日用をもって打ち切り、下田市長がこれを決算することになります。この場合、決算に伴って生ずる剰余金が生じた場合は、速やかに南伊豆町長に返還することになります。

また3項で、会計年度において、委託事務に要した経費のうち、南伊豆町が納付した額に過不足があるときは、翌年度負担すべき額に応じて調整をすることができる規定を加えました。

第6条ですが、委託期間は平成18年9月30日までです。

その他、第7条、第8条、第9条のそれぞれの規定は、議第24号、議第25号、議第26号と同じでございますので、これは省略させていただきます。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 議第24号から議第27号までについて、当局の説明が終わりました。

ただいま議題となっております4件について一括質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 南伊豆総合計算センターの解散に伴いまして、下田市が財務の処理をするということから伴うことではございますが、まず、計算センターの事務を下田市が継承するわけですが、河津町、松崎町、西伊豆町、西伊豆町は賀茂村分だけだと思いますが、南伊豆町のこの受託費用の積算はどういう形で行うのか。例えば、人口割とか、あるいは事業割だとか、いろんな積算の方がありまして、例えば、賀茂の交通災害共済の財産の処分等にもあらわれたように、ある程度この受託料の、受託費用の積算等々を明確にしていく必要があるのではないかと思います、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） この電算事務については、下田市が承継することになりますが、9月30日までは、河津町、西伊豆町、松崎町、西伊豆町については賀茂村の分ではございますが、西伊豆町の事務を承継するわけではございます。また、10月以降は南伊豆町の分を下田市が受託することになります。17年度1年間のその受託事務の経費ではございますが、人件費を除きますと、約4,738万円の経費になります。そのうち、9月までは5市町で事務を行っていくわけではございますが、5市町の経費の積算方法については、計算センターの負担割合は均等が2割、人口が8割という中で積算をしておりますので、9月まではこの20%、80%の負担割合をもって計算をしております。この9月までの経費ではございますが、これについては1,854万円経費がかかります。当然人件費を除いた額ではございますが、1,854万円のうち、下田市が負担する分が774万8,000円です。河津町については293万6,000円、南伊豆町が333万9,000円、松崎町が288万8,000円、賀茂村が162万9,000円という数値になります。まあ賀茂村というのは、西伊豆町ではございますが。

後半です、10月以降については、もう南伊豆と下田でやっていきますので、南伊豆から受託するという事で、その経費が2,884万円ほどかかります。これについては、1市1町ですので、負担割合を南伊豆町と協議をいたしまして、広域市町村圏協議会の負担割合40%、60%ということで、均等割が40%、人口割が60%の中で計算をさせていただきます。その負担割合ではございますが、下田市が1,839万2,000円、南伊豆町が1,044万8,000円の負担になります。年間を通しました負担が4,738万円という数字の中で、計算センターの事務を17年度は運営を

していきます。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） 金額はそうだと思いますが、積算の根拠が聞きたいわけなんです。

まず、この河津町や松崎町、西伊豆町あるいは南伊豆町との事務の受託ということになるわけですから、当然この受託に伴う規約については、後日の問題を避けるために、負担割合等を明確にしていく必要があるのではないのかと。これを規約上明確にしておかないと、単なる口約束とかそういうことであってはいけないのではないのかと思いますが、この点について1点です。

2点目は、では計算センターの事務の費用についてをどう積算するのかということについては、これまた複雑な状況があると思うんです。例えば、南伊豆総合計算センターは、3月31日をもって解散する。職員はことごとくそれぞれの市町村に配分されるという、こういうことになるわけで、そうしますと、それを運営する職員というのはいないわけです。独自の計算センターの運営する職員等はいない。しかし下田市が今3人引き受けた人を中心に南伊豆町、河津町、そして松崎町、西伊豆町に配分された職員の出向を受けて運営していくことになろうと思います。さらに、下田市が違約金を取られたホストコンピューター等を含めまして、さらにコンピューター、それらの資機材の新たなるリースの負担を負うわけでございます。そうしますと、下田市が行う計算センター、電算業務の総費用を、人件費等をどういうふうに積算するのか、費用の積算の中でこれは課長は除くとか除かないとかなんかぐじゃぐじゃ言っておりましたが、この辺は不明確にしておくとお問題が出るのではないのかと。

もう一つは、計算センターの施設はことごとく下田市ほか5町の共有というふうなことになるわけですか。そうしますと、それらの借用関係等々というのはどうなるのか、そういうふうな問題がここに当然出てくるわけでございますから、私があえて質問しているのは、この受託に伴う費用の積算というのは、極めて難しいのではないのかと、その積算の一つの根拠になる項目はどういうものがあるのかということをお伺いしたいと思います。

とりわけ、さらに、南伊豆町については、南伊豆町も下田と同じで、突然の計算センターの解散ということに対応した措置をしていないわけで、平成17年度、これから行うわけですよ。したがって、この電算業務というものは、新たなる独自の電算業務のシステムが稼動するのは、平成18年の4月1日からと。ただし、河津町あるいは松崎町と同じように、平成17年度中の決算その他の処理は、旧、要するに新しいシステムではできないわけで、今のシ

システムで行うということになるわけですから、平成18年の9月までは、この引き継いだ電算業務と新たにいたした電算のシステムとの両方が並立して行われるという、こういう結果になるわけで、これはそういう点では、当然費用の配分、費用の分析その他は違ってくるわけで、その点を含めまして、どうなっているのかお伺いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 先ほど、1番目の質問でございますが、規約の中へ負担割合を入れ込んだらどうかという質問でございますが、規約のつくり方の、この事務委託の規約のつくり方というのは、一つのひな形がございます。今回の規約作成においてもそれぞれの国が示す事務処理でございますが、しかし、こういう法律執行については、幾ら地方分権といえども、法令を遵守する義務がございますので、それぞれ準則、また他市でやっているような事務委託の条文を参考にして、またこの内容については県の行政室とも協議してつくったわけでございますが、ほとんど、この負担割合については、この規約の中で規定をされておられません。負担割合については、お互いの首長さんの協議の中で決めていくということになっておりますので、今回についても、負担割合での前半分の20%、80%、後半の南伊豆との分の40%、60%についてはそれぞれ首長さんとの間の協議の中でこれは決めさせていただきます。

また、施設等については財産処分の件ですが、センターで使っている備品等、物品等については下田市に寄贈するという事で、1月の解散の議会の議案の中では、もう承継されておりますが、ただ建物と土地については、当然共有名義になるということで、共有名義の登記の事務の手続を今現在やっているところでございます。

また、当然、来年の新システムということで、1年かけて新システムを行っているわけですが、来年といえは、明日の予算説明の中で新年度のシステム構築を約2,781万3,000円ほど予算計上してございます。今回の電算処理、計算センターの今の事務を承継する17年度の1年間と、新たな電算システムを構築するのと並行で事務を進めていくわけでございますが、計算センターで行っていた電算処理を事務委託を受けて進めていきます予算が、本年度7,330万1,000円、人件費を含めると、先ほど1年間の電算処理の経費が4,738万円ということで報告いたしました。これについては、下田市で3人職員を採用することになって、その3人に電算業務をやってもらうということで、その3人分の人件費が約2,590万ほどございますので、その費用を含めると、7,330万ほどかかりますということです。それで新たに新システムで2,781万3,000円かかりますので、それぞれ約1億ぐらいの金を17年度は払っていくこ

とになります。

しかし、4,738万円の電算処理の経費のうち、それぞれ事務受託をしますので、2,370万5,000円ほどは、それぞれの団体から事務の受託費として受け入れをいたします。実際、事務委託、新たなシステムで1市1町で計算センター自体を運営していくということは、それなりの経費がかかるものですから、現在東伊豆町が単独で業務を運営しております。東伊豆町の話でありますと、職員が5人いまして、約8,700万ほどかかっているということで、東伊豆町も近いうちに民間委託をするんだよということで、町長もこの間話をしておりましたので、それなりの直営というのは、なかなか人件費の面で非常に経費がかさむのかなということです。我々も本来、実際事務担当レベルで言いますと、解散が少し早過ぎたのかなと。18年9月にホストコンピューターのリースが切れるものですから、その後、解散をしていくのかなと。センター職員についても、ある程度だけ、50歳以上の職員が6人おりますので、新たな退職してまた採用するということがなかなかできないという中から、18年9月過ぎ、規約では19年あたりに解散の話が出てくるのかなということで、想定はしていたんですが、今回こういうことになりまして、予想より早かったというので、我々も驚いた状態でございますが、何しろそのように決まったことですから、いい電算処理をしなければならないという中で、それぞれ構成団体の担当課長、部長さん含めた中で、十分これは検討してきたところでございます。また、解散に向けてのこの基本方針、いよいよの解散後はどうするんだよというこの方針についても、それぞれお互い基本方針をつくりながら、お互いの首長さんが確認をしたところでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） ホストコンピューターを初めそれぞれの業務に起用する基金については、当然下田市が事務を承継をするものですから、これについては下田市が賃貸借という格好で、昨日も説明しましたが、再リースではございませんが、ひとつ機器を借り入れて、10分の1の額で借り入れてやっていこうと。当然その経費についてはセンターが今まで運営をしてきましたから、センターの経費というのは大体わかります。それら辺についての数値を根拠にして、計算をしてそれぞれの出したものでございます。当然、8人の職員の給与というのは、それぞれの団体で採用していただきますので、それぞれの団体で給与は見ていただくことになります。9月までは、下田市で採用する3人の職員だけではセンターは運

営できませんので、それぞれの採用された団体、東伊豆町を除くそれぞれの団体から9月30日までは職員が派遣、出向という形でセンターへ来ていただいて、9月までは一緒にセンターを動かすことになる。センターを動かすというか、自分らの事務を下田市に委託するのですから、当然、下田市、自分らの我々の事務局、この中でセンターに従事をしていただく。まあ積算でございましたが、先ほど言いましたように、9月までは、従来の負担割合の中で20%、80%でやっていくという、今度後半10月以降は、40、60の割合の中で運営をしていくということでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） どうもですね、課長の説明がなんかもやもやしていて、例えば、自分が聞いているのは、ホストコンピューターの簡単に言えばリース料が幾らで、そして借地料が幾らで、そして人件費が幾らで、その他の費用が幾らで、そういうものについて、例えば、では各事業割合が幾らで人口割が幾らという、こういうあれで積算してるんだというならわかりますが、人件費は入るのか入らないのかわからないような説明でですね、そういうことをちゃんと説明してもらわなければ困るのですよ。何だかぐじゅぐじゅ言っていてわからない。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 非常に予算の目から細説までここで私がかけますと時間がかかります。それで当然これは委員会等に付託にはなっていますので、委員会等には出したいと思いますが、とりあえず、この経費というのは、河津町とか南伊豆町、松崎町から来ていただく職員については、それぞれの団体で持ってもらいますから、下田市で給与は見ません。下田市で見る給与は3人、下田市で採用する職員の3人をそれぞれ見ます。また、当然ホストコンピューターの借り上げでございますが、当然1年間については736万1,000円ほどこれかかります。その金については、とりあえず5市町、2市町の経費の中で、先ほどの均等割、人口割の中で、当然その費用は負担をしていただくということです。

〔「人件費は見ないの」と呼ぶ者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） はい。入らないのは、事務経費だけです。ほかの経費については、それぞれの負担割合に基づいて、負担をしていただきます。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） ただいまの課長の説明で、下田の3人の人件費については経費として

積算されると、このように理解していいですね。他町さんから来る4人の人件費については積算がされないと、そうであるかどうかという点と、それからもう一点、南伊豆以外の河津、松崎等との業務については均等割2割、人口割8割、しかし南伊豆とのものは、均等割4割、人口割6割だと、こういうぐあいに変えるというわけですよ、状況が。しかしその解散に至る経過と、それに対応しなければならない内容というのは、全く同じであって、そう意味では2割、8割ではなくて、統一してその均等4割、人口6割、あるいはその比率は変わるのかもしれませんが、一定の違う基準ではなくて、一律の基準でそれは当然進めるべきだという見解が出てこようかと思うわけですが、そこら辺を2つに分けた根拠とは何か。

さらに、第9条でこの規約に定めるもののほか、必要な事項は、河津町長と下田市長が、それぞれの首長が協議して決めると、これらの経費負担についても、この規約にはうたわれていないわけですので、結局、首長間で決めると、基本的には、そういう規定になっているにもかかわらず、状況は今の時期ですから、大分方向が経費についても、一定の方向づけが、課長が今答弁されたような形でなされているという状態が出ていようかと思うわけです。それでそういうものであればやはり、条例の説明文としてきっちり資料を提案していただいて、口頭だけではなくて、資料上もこうなっていますよと、理解しやすいような資料の提供というのを検討していただきたい。

それから、南伊豆町との契約につきましては、この期間が平成18年9月30日までになっているわけですので、他の町村との単年度の契約とは違う契約の仕組みが当然必要になってこようと思いますけれども、ここら辺の見解はどのように考えられているのか、お尋ねを3点します。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 南伊豆との実際負担割合の詰めでございますが、今、沢登議員はこの中には決めていないのではないかということなんですが、先ほど言いましたように、これは協議の中で負担割合については決めていただいたと。それで当然負担割合が下田と南伊豆の後半部分については、40、60という格好で負担割合が違いますが、2割、8割については、それぞれ今計算センターが運営しているのは、今2割、8割の積算の中で運営をしてございます。事務の委託だからといって、これは業務が全く180度転換するわけではございませんので、とりあえず、この2割、8割の手法の中で、協議の中で、これは積算をしてございます。10月以降は南伊豆と今度は下田、南伊豆だけしか受けませんので、当然1市1町になりますので、今までの構成団体の形態が当然変わってくるものですから、これはもう下田

と南伊豆だけで、承継する事務を運営しなければならないという中で、当然1市1町だと、下田の負担割合は非常に高くなる。その中でお互いに協議の中で十分南伊豆も最初は2割、8割でいいではないかという中で主張していたんですが、余りにも1市1町だと、この後の負担割合が非常に高くなるものですから、南伊豆に理解をしていただいて、とりあえず負担割合については、広域市町村圏協議会の負担割合と同じ負担割合にさせていただいたということでございます。

人件費につきましては、当然職員とそれぞれの団体と下田市と、地方自治法に基づく派遣ではございませんけれども、とりあえず、派遣、協定みたいな覚書を当然結びますが、当然派遣をする団体がそれぞれの団体で、給与、人件費はすべて見ていただく。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 1番。

○1番（沢登英信君） では人件費は全部この経費から除くんですか、下田市の3人の人件費も含めて、経費は除くということでもいいんですか。

それと、先ほど言った南伊豆町との18年の9月までの契約、それからそういう意味では3月31日で南伊豆計算センターは解散をしているわけですから、それを引き継ぐというのは、見解そのものはおかしいのではないかと思うわけです。引き継ぐのなら、別に解散せずにその時点までやればいいのではないか、そういうことになるわけですから、あくまでも3月31日で解散という形になっているわけですので、南伊豆と下田との契約と同じように、他町村の契約も当然対応すべきだと、こういうぐあいに僕は思うわけですがけれども、ここら辺の見解を改めて再度お尋ねします。

○議長（佐々木嘉昭君） いいですか。番外。

○市長公室長（出野正徳君） よく私も理解をできませんが、とりあえず人件費については、この1年間に承継するセンターの運営費が4,738万円ほどかかるわけですが、その中には、人件費はほとんど入っていません。入っていない、実際のセンターを運営するセンターの機器を回す、消耗品を含んだそれぞれの保守、委託含んだセンターを回す機器等の費用が4,738万円ということで、そこへ下田市が3人の人件費、これは下田市の職員ですから、下田市の予算ですから、下田市の人件費が2,500万ほどかかります。それで4,738万円のうち、それぞれ今言いましたように、ほかの団体から受ける受託費が2,300万ほどあります。その中に人件費が入っていません。人件費はそれぞれの団体で見ていただくこととなります。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（佐々木嘉昭君） どうぞ立ってください。1番議員、どうぞ。

○1番（沢登英信君） 答弁漏れがあると言っているんだけど。

○議長（佐々木嘉昭君） 答弁漏れ、指摘してください。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） それぞれのセンター1年間の運営経費については、それぞれ積算し、職員手当、共済、賃金、旅費、需用費、それぞれ科目ごとに分かれた積算をつくってございますので、これはまた委員会等でお見せしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 1番。

○1番（沢登英信君） 答弁漏れの点は、見解が南伊豆とほかのところとの負担割合は見解が違うということであれば、それはそれで結構ですけれども、この当然、南伊豆については、18年の9月までの契約になるわけですよ。債務負担行為等々含めた一定の措置がこの契約についても必要になるかと思うんですけれども、それらの点の見解はどうかという点での回答をいただいておりますので。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 今の債務負担行為、2年間で当然9月30日まで南伊豆が、データを使いますので、本年度の河津、松崎、西伊豆みたいに9月30日まで、財務会計等に関するデータを使いますので、2年間にわたるわけでございますが、下田市は債権者、南伊豆町は債務者でございますから、債務負担行為というのは、債務者が設定、下田市は債権者ですから、下田市で設定するものではございませんが、規約については本来の規約というのは、事務委託を当然するんですが、ほとんどのところは終わりのない事務委託なんです。今回については、これ明確に規約の中で2年間、18年9月までというふうにはございますが、それぞれの予算については年度が終わった段階で、当然当該市町村が協議して、それぞれ予算計上をすればよいこととありますので、債務負担行為の設定はないということで、これは南伊豆町長も南伊豆町も予算の中では債務負担行為については、この件については決定をしていない、というふうになっています。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありますか。

14番。

○14番（増田榮策君） 2点ほどお伺いいたします。

ただいまのやりとりを聞いておまして、私なりにちょっと感じたことですが、今回のこの受託の事務に関する取り決めというのは、1月17日に皆さんに配られたわけなんです。それを見ますと、「受託経費については下田市長が構成団体の長と協議して受託事務に関する経費の見積もりを作成して、それぞれの構成団体の長に送付しなければならない」と、こういうふうな取り決めがされているんですが、そこでまず第1点は、質問します。この受託を均等割、人口割、こういった従来の方法と新しい方法とあわせてやっても、受託することによって、コンピューターが正常な業務を開始するまでに、事務が煩雑になって、かなりの人件費、または負担が実際には下田市にかかってくるのではないかと、私はかからないということは絶対あり得ないと思うんです。さっきの小林さんの質問ではありませんが、その辺の見積もりがちょっと甘いところがあるのではないかな。私は必ず業務が変われば、その業務が正常に稼動するまで、必ず人件費やそれぞれの事務の煩雑に対する経費がかかることは、これは当然の経費なんです。この経費まである程度見込まれているのかどうか、その点、第1点お伺いいたします。

次に、第2点は、継承する事務の中に公文書広報上の未徴収金及び歳計現金があったら、これは財産処分の対象であると考えられるが、事務処理に生じたことであるので、協議という意思でなく、事務の継承の対象になると、こういうふうな取り決めなんです。実際にこういうものはあるんでしょうか。その点をお伺いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） はい、今回事務委託については、当然今の5団体、東伊豆町と、南伊豆町が単独でやっていますので、下田を含めた5団体で、センターの事務をやっておりますので、事務委託になるからといって、今のセンターの事務がまるっきり変わるものではないので、そのまま半年間は継承をしていくことになります。しかし、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町は、新たな電算システムでこの4月から動き出しますので。

〔「南伊豆町は動かない」と呼ぶ者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） 南伊豆町は動かない、はい。動き出しますので、当然センターのデータをほとんど使わなくなります。ただ使う部分がさっきこの規約の中にありますように、事務委託を受ける財務会計等に関するデータは当然使いますので、その事務については、当然今やっている事務とほとんど同じです。下田がやる事務、南伊豆がセンターを使ってやる事務と同じでございますので、それぞれまるっきり事務が一変するのではございません。

もう一つは、事務処理については当然債権債務、計算センターが3月31日で解散しますの

で、この解散することによって、予算は一元予算になります。当然センターが持っていた債務は、例えば、電気代とか、いろんな費用については当然これはありますので、3月31日びったりで支払いできませんので、未払いみたいな、未収入はございませんけれども、未払いが当然残っています。この未払いについては、下田市で承継をいたします。また明日、予算説明の中で出てくると思いますが、240万ほどその事務については下田市がとってございます。その事務の中で、本当の解散後の後始末、今までそれぞれセンターにかかった費用については、そのもので後始末をする予定でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） そうしますと、もう一点関連して聞きたいんですが、この解散に伴って物品を下田市に無償譲渡すると、こういうのがございますよね。そうしますと、この物品の明細を見ますと、普通4輪車、空調、空調清浄機、デスク、デスク装置、まあこれずうっとあるんですが、録音機、火災自動消火器、パーソナルコンピューター、アプリケーション開発ソフト、無停電源装置、これらの無償提供されると言いながら、支払いが残っているものがあるのではないかと私は思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） この物品については、下田市で寄贈を受けるわけですが、この中でほとんど残っているものはございません。もう償却年度が過ぎた相当古いものでございますので、それぞれまだ支払いの残金が残っているような、例えばリース代金が残っていると、そういうものはございません。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） そうしますと、無償提供されると言いながら、はっきり言えば、ごみに近いようなものなんですよね。こういうものは僕はもらっても使い道がないようなものは、やはり当然これは譲渡を返上するべきようなものだったら、私はもらって後で始末に困るようなものは、要らないのではないかなと、そういうように考えるんですが、その点いかがですか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 確かに相当古くなったものについては、もう後始末でリサイクル費用がかかったりということもございますが、とりあえず、あの建物を基本方針の中では、来年の9月30日までは使わせていただくよと、またあのままだこかへ引っ越すことも大変経

費が、あの汎用コンピューターを動かすこと自体が大変な経費がかかるものですから、あの建物を当分下田市で無償で使わせていただくということで、それぞれあの建物に付随をしている、ほとんどこれ物品なものですから、それは古いですが、まだ動いていますので、今なくてはセンターの運営に支障を来しますので、とりあえず譲渡を受けることで伝えたものでございます。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号から議第27号までの4議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第28号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第28号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 議第28号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案件名簿の38ページ、39ページと、説明資料の29ページ、30ページにより説明をさせていただきますと思います。

まず、議案件名簿の38ページをお開き願いたいと思います。

今回の提案理由は、駐車場の有料供用期間を変更するため、行わさせていただくものでございます。

説明資料の29ページ、30ページをお開きいただきたいと思います。

左側29ページ部分が改正前、右側30ページ部分が改正後の部分でございます。それぞれ第9条の1項中アンダーライン部分の「7月20日から8月31日までとする。」を、「7月1日から8月31日までの間において毎年度市長が別に定める。」と改正をさせていただくものでございます。

案件名簿の39ページに戻っていただきまして、附則としまして、「この条例は平成17年4月1日から施行する」とさせていただくものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 保健休養林というと、須崎グリーンエリアとか、爪木崎水仙園とか、あるいは保健休養林とか、ちょっとこの辺の須崎の爪木崎周辺の、須崎財産区誘致にかかわるこの公の施設の設定が不明確になっていると思うんですが、1点お伺いしますが、保健休養林の範囲はどの辺まで保健休養林になっているのか、この辺、第1点お伺いしたいと思います。と、申し上げますのは、今前段申し上げましたように、呼び方がグリーンエリアと言ってみたり、あるいはこの須崎水仙園というのものもあるし、等々含めましてということがありますから、これが一つでございます。

もう一つは、この保健休養林の中における禁止行為の中に、恐らく建築物やその他の設置その他についての行為の規制というのがあると思いますが、現実に今ある爪木崎の売店その他は保健休養林のエリア内のものかどうか、この点だけお伺いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） まず、範囲ということでございますけれども、条例の中に第2条としまして、所在地ということで4筆を計上してございます。これは公図で明らかになっておりますので、この部分のうちですね。それから、下田市以外のものが管理する区域、要するに財産区が管理している部分がございます。この部分については除くものとするということになっております。今財産区と言いましたけれども、下の漁協の倉庫等もありますので、これも除外すると、このようになっております。

また禁止行為ということですが、今、小林議員さんが言われた売店なんかについてはどうなっているのかということだと思いますけれども、これは財産区の方で管理する用地と、この中におさまっていると、あるいは漁協の施設についても、そのようになっていると

いうことで理解しております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） そうしますと、問題は爪木の水仙園も基本的にはこの保健休養林の範囲内だと思うんです。さらに下田市が管理しているあの花園のございますよね。これらも恐らく保健休養林の範囲ではないかと。課長さんも確かに地番で4筆あるからそうだということは、僕も状況を承知しているんですが、言葉としてですね、例えば予算上では爪木の水仙園についての管理の形態とその他というものは、いろいろと違ってきていますから、言葉として、例えば、では水仙園等は保健休養林の範囲の中なのか、それとも花園と花いっぱい苗をつくって何百万というお金をかけて苗をつくって無償で配っているというような事業をやっているここら辺は、結局保健休養林の範囲なのかな、そういうことについてちょっと言葉でわかりやすく教えていただけますか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） グリーンエリアの指定、それから水仙園の呼び名、それから花園の呼び名、いろいろあるということでございますけれども、もちろん、水仙園の斜面になっている部分については私どもの方で管理をしております、下の平らな所に植栽されております水仙園については観光課の方で今管理を担当していただいているものでございます。それから花園・苗場につきましても、もちろん私どもの方で管理をいたしております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 今言いました部分を全体を含めまして、グリーンエリアという名称、総称で呼んでおります。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○農林水産課長（金崎洋一君） 今管理棟がございまして、管理棟はおわかりになっていただけますよね。九十浜前おりますところがありますね、あの先から灯台側に向かった方向を一体と考えていただいて結構です。海岸線について、海水浴場がありますけれども、九十浜ではなくて池ノ段の方の海水浴場ですけれども、あちらの部分については一部エリアの中には入っておりません。それから先ほど言った漁協さん、それから財産区さんの管理する

部分については、それから外れております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） 今の説明のとおり、課長さんからお話のあったとおり、爪木の全体のこの市が管理している部分は、私の知る限りでは保健休養林ということで大筋では大きな網をかけているわけです。それで下田市がこの条例に基づいて公の施設としてこれを指定しているわけです。それで管理をしている。しかしその管理地の管理の形態が水仙園の一部については観光課が行ってみたり、あるいは観光協会に委託を試みたり、もう一方では農林水産課が管理を試みたりとあって、あるいは、その間、中間に須崎財産区が直接管理している駐車場その他もあるというですね、やはり今後須崎地区の水仙園をもっとすばらしい魅力的な水仙園に整備していくには、そういう状況を十分検討して、管理の一元化をしていかないと、今のように斜面の部分は産業課で、そして下の園地の方は観光協会だとか観光課ということもちょっと不自然ではないかと、いかがでしょうかね。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） ただいまのエリアにつきましては、過去の慣例で一応そういうような形が長い間担当課が決められてきていたものでございますが、私もそれでよしという感覚でございましたが、今ご提案がありましたので、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかにありますか。

1番。

○1番（沢登英信君） 第28条の保健休養林の期日を7月1日から8月31日まで、前を少し延ばそうという、こういう提案でございますが、そもそもこの駐車場の有料化の設定は、九十浜等々を含めまして爪木崎の海水浴場の利用が高まってくると、そういう中で海水浴場としての整備の一環として進めていこうと、こういうことで進められてきたわけでございます。そういう点では、海水浴場のオープンと、ある意味では一体となって管理されてきたのではないかと思うわけです。そういうことで考えますと、7月1日から管理をするということになりますと、7月1日から海水浴場としてのサービス提供というんでしょうか、あるいは人命尊重というような体制がなければ、なかなか駐車場としてのオープンというのも問題があるろうというぐあいに思うわけです。無料提供ではなくて、一定の有料の提供として駐車場として提供しようということになるろうかと思っておりますので、そこら辺のことはどのように考えているのかということと、当然ここにつきましては、須崎財産区であるとか須崎区であるとか、

あるいは爪木の方に売店を出していただいている組合といったらいいかと思うんですけども、そういう人たちとの関連も当然出てこようかと思うわけです。それらの人たちとの詰め協議というんでしょうか、協力体制や話し合いはどのようになっているのかと。そもそもこの経過からいきますと、県がご案内のように、休養林としての整備事業を財産区の土地を借りて、市がきっちり中に入って進めてきたと。したがって、かつては管理組合として市が公園として管理するだけではなくて、財産区及び区の役員が管理組合をつくって、市も入って運営をしていたと。市は一定の補助金を出し、また区や財産区の方も一定の駐車料等々の歳入があるわけですので、それらのものを含めて管理費として経営と言うんでしょうか、進めてきたというような経過があるわけです。その経過の一部の中で公園として市が全く管理をしてしまうというような、すべて市の権限で管理するというのは、こういう形に変わってきていようかと思うわけです。そういう点からいきますと、先ほどの海水浴場の部分がグリーンエリア内ではないというような形になりますと、今言ったように海水浴場の駐車場ですから、より一層区の人や海水浴場を管理する地元の人たちとの協議というのが必要になってくるであろうと。

それからもう一点、駐車場の中に当然トイレやシャワー室があろうかと思えますけれども、トイレ等々は市が公園の施設として設置をしておりますけれども、駐車場の中にありますシャワー室については、財産区が設置しているというような形になっていると思うんですけども、そこら辺の許可条件というんでしょうか、実態が大変みすぼらしい施設になってきているものですから、きっちり駐車場としてそれらのものが、海水浴場として恥ずかしくないような施設に当然つくり変えるなり、手を加えるというようなことも、これにあわせて必要になってこようかと思うわけですけれども、須崎地区の海水浴場としての、爪木崎のグリーンエリアの整備を、公園と海水浴場というようなものの関連をどのように考えて、この前倒しの7月1日からのオープンという形にされているのか、そこら辺の点について見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 改正の期日は7月1日から8月31日までということで、31日までということですが、これを実際に供用開始をする、そういう部分は、市長の告示をもって行くと。現にすべての海水浴場の方がそのような体制で運営をしております。それに合わせたような形で今私どもの方も考えております。

それから、須崎の方の区との調整については、もちろんずっと区長さんと話をさせていた

だいてきました。それで、須崎の区の方で売店等を設置をする日に合わせるような形でできたら一番効果的でもあるのかな、あるいは利用者には便宜が増すのかなという感じはしております。昨年の場合、ちょっとその辺の20日からという特定の期日が開始の日だったものから、その前に土日があって大混乱をしたという経験があった中で、地元の方からの要望もありまして、今回の改正に及んだということでもあります。

それから、シャワーの方ですけれども、入り口に小さいシャワーが設置をされておりますけれども、これは区の方で運営をしております、私ども直接その管理には携わっておりません。夏の間の一定期間、1カ月半くらいでしょうか、その間の区の運営ということで対応しております。全体的な施設として、もう少しすばらしいものを設置すべきではないかということですが、私どもの方の施設でないこともありますけれども、周辺の整備に合わせて地元の方の設置するものについても、一部撤去していただいたりということもしておりますので、その辺は可能な限りよいものを目指して頑張っていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 1番。

○1番（沢登英信君） 大体わかりましたけど、最後にそういう意味では、やはりこの地区は大変重要な地区で、地元の人たちときっちり協議ができるような場というのは僕は必要だと思うわけです。そのような場が今どのような形で持たれているのか。もし持たれていないとしたら、やっぱりそういう組織をきっちりつくっていくような方向を目指すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 現在運営協議会ということで、年に2回開催をさせていただいております。それ以外に直接私ども現地へ行くこともあります。現に公社職員が地元の方たちと協力し合って整備を進めている部分もありますので、意思疎通は十分図っていききたい、このように思っております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

5番。

○5番（鈴木 敬君） このグリーンエリアは振興公社が管理しているのではないかと考えていますけれども、実際には農林水産課と振興公社の関係、実際の管理運営、どういうふう

なっているのかというようなことと、もう一つは、これから公共施設についての指定管理者制度の中で、このグリーンエリアは振興公社の管理委託、どのようにしていこうという、これは公共施設の推進利用協議会とか等々の審議もあると思いますけれども、農林水産課としてはどのようにこれからやっていこうと思っているのか、そこら辺のところをお聞かせください。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 現在下田市の振興公社に年間の管理委託を発注しております。私ども現課という立場でいろいろ協力したりお願いしたりということで運営をしております。この後の指定管理者制度に対しての現課としてのその思いはどうなんだということだと思いますけれども、設置の目的があのでエリアを、さらに市民にとってもあるいは来遊客にとっても、すばらしい施設になるべきその方向で当然管理をされなければいけないと思いますので、私どもの方としては、今後地元の声も受けまして、こんなふうは今やっしていきたいよと、一部でもう既に費用をかけない中で動いている部分もありますので、その辺を地元の意向も踏まえながら先の話をしていきたい、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

14番。

○14番（増田榮策君） この7月20日から8月31日までとすることが、7月1日から8月31日までにおいて、期間が変わるわけですが、これは有料供用開始期間として今度は長くなるわけですね。長く。そうしますとこれは7月から8月は、実際のところ、このグリーンエリアのところのこの場所は駐車場ですね、恐らく駐車料金ですね。そうしますと、要するに僕はちょっと素朴な疑問を感じるのは、下田市の保健休養林爪木崎自然公園という名前でありながら、夏季の海水浴客を対象にしているその稼動期間中にお金を取るという発想ではないかと私は思うんです。本来ならば、この保健休養林の爪木崎自然公園が、何らかの花が咲いているとか、何らかの催しをやっているとか、そういった期間中に少しでも駐車場を利用した方は幾らかでもお金をいただきますよというのが、私は本来のこの料金を有料にする僕は当たり前の考えではないかと思うんです。いわばこうしますと、要するに駐車料金を夏季の海水浴へ来たお客に対して、便乗的に、来たものは休養林だから駐車場取るよと、これは僕は発想のもとが、土台ちょっとおかしいのではないかなと。なぜなら、あそこは、よく考えてみたら、グリーンエリアのところと、爪木の駐車場、財産区、向こう須崎園やっつい

ますね、あそこは袋小路なんですよ。はっきり言って。そしてあの辺に置くところはまず100%ありませんよね、ほかの所では。行ったお客は必ず夏の海水浴へ行けばお金を取られるシステムになっているわけです。要するにネズミ取りですよ。はっきり言えば。こういう面を、やはり観光地としたら、観光客にあの辺を楽しんでいただくという前提のもとにお金を取るのが、私はごく自然な発想ではないかなとそう思うんですが、その点、当局側の考えはいかがでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 平成12年度からこの条例、有料期間の条例を制定させていただきまして、有料徴収ということで実施をしております。そのスタートとしましては、先ほど沢登議員さんも言われましたけれども、夏、大変こう車の利用度が多くて、相当人をつけて管理をしないと、管理が十分に行き届かない、利用者の便宜も図れないと。こんな状況があった中で有料化をし、なおかつその費用をもって管理人さんを常駐させて安全に利用していただくということがスタートのようでありました。今見ておきますと、夏の最盛期には3名の方がそれを専属でやっております。それで無事に回転ができていると、このように理解しておりますので、その辺は、必要不可欠の最低の受益者負担というような形で私の方では理解をさせていただいております。ほかに行くところがないよということは、確かに袋小路でほかの財産区の方も有料ということで運営をしておりますので、その辺はその一定期間ご理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） 実は私はあそこへ夕方散歩へ行くんです、年寄りに乗っけて。そして、朝も散歩に行くときがございます。そうしますと、あそこへ車で来て、町の中から約1時間から2時間程度散歩している方が非常に多くなっているんです、今。こういった方をこういった自然休養林の中で、市民が余暇を楽しみながら、休養林のよさ、そして健康づくり、こういったものの私は利点が非常に大きいと思うんです、あそこは。そうしますと、要するに7月から8月までの期間、お金を取りますよと。あんたたちはもう来たら車置き場ありませんよと。海水浴へ来るお客と同じに料金取りますよということになれば、私は非常にこの休養林そのものの目的から外れているような気がするんですよ。その点、やはり、もう少し当局側は考える余地があるのではないかなと私は思うんですが、その点いかがですか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 平成12年度、議会で多分その話があったのではなかろうかと推測をいたします。相当数の数が今車として入っております。1日最大250台ぐらい入っておりますので、これを放置したまま人をつけずに置くということ、あるいは今の振興公社の方へ委託している体制でできるかということと考えますと、それは不可能でございます。そういうことで、今申し上げましたように、一定期間ご協力をお願いしていきたい、このように思います。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） 大変しつこく聞くようで申しわけございませんが、それだったら最低な低料金で管理できる方法をもっと考えるべきではないのかなと思いますが、実際にこの供用をした場合、1台当たりどれぐらい取られていくのか、その辺のところの研究の余地はありませんか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） スタートから、バイクが100円、普通車が1,000円、大型が1,500円、ということで運営しております。これは時間的な制約はございません。朝から晩まで8時半から5時までという期間の1,000円でございます。また、100円でございます。必ずしも高いというような認識は私どもは持っておりません。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号議案は、厚生経済常任委員会に付託いたします。

◎議第29号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第29号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○税務課長（鈴木布喜美君） それでは、議第29号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する

条例についてであります。提案の理由は信託業法の全部改正及び不動産登記法の全部改正に伴う不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による条文の整備をするものであります。

では、条例改正の内容につきましては、条例関係等説明資料により、説明させていただきます。説明資料の31、32ページをお願いいたします。奇数ページが改正前、偶数ページが改正後で、アンダーラインが引かれている箇所が改正箇所であります。

まず、第48条第2項、法人等の市民税の申告納付についてであります。外国法人が加わったことあります。これは信託業法の改正により、外国の信託会社が免許、登録を受けて国内の支店で信託業を営むことができるようになったものであります。

次に、第54条第2項、固定資産税の納税義務者等については、不動産登記法の改正により、土地登記簿、建物登記簿が登記簿に統一されたものと、漢字に変更になったものと、括弧を挿入したものであります。

第72条第1項については、申請または申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収については、不動産登記法の改正による条文の整備であります。

議案の方に戻っていただきまして、41ページであります。施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第29号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議第30号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程より、議第30号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第30号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明をいたします。

提案理由でございますが、当市の厳しい財政状況、並びに全国的に日当の見直しが検討さ

れている折、当市においても日当、宿泊料、食卓料等の見直しを図るものでございます。

では、条例改正関係等説明資料の35ページ、36ページをお開きください。

35ページが改正前、36ページが改正後で、アンダーラインの箇所が改正をする箇所でございます。

第22条の旅費の調整でございますが、3項で片道50キロメートル以上の旅行をしたときは日当の額に5分の2を乗じて得た額を加算して支給をしてきましたが、これについては、今回削ることいたしました。別表の規定でございますが、市長、助役及び職員以外の者の額を日当を3,300円から2,600円に、宿泊料を1万4,800円を1万3,100円に。食卓料については3,000円から2,600円に改め、一般職については日当を2,600円を2,200円に、宿泊料を1万3,100円から1万900円に。食卓料を2,600円から2,200円にそれぞれ改めるものでございます。これらの額の根拠でございますが、旅費は実費弁償で勤務条件の一種でございます。旅費に関する規定は給与と同じく、国家公務員の給与の例として、条例で定めることになっております。そこで、国家公務員の内国旅行の旅費の規定に準じまして、市長等の額については国の9級以上の職にあるものの規定を、また一般職につきましては8級以下4級以上の職にあるものの規定を参考にいたしました。この改正規定で施行しますと、本年度の実績に対しまして、約85万1,000円の減となるものでございます。また、あわせて規則で賀茂郡内の公用車出張についての規定をしてございますが、これも廃止をする予定でございます。これも廃止をいたしますと、約17万6,000円の減となります。あわせますと、102万7,000円の減となるものでございます。

旅費の見直しにつきましては、職員組合と何回となく協議を重ね、平成17年1月27日に協議が調いました。ただ、市外加算については、地域的事情や時間的要素もありますので、再検討してほしい旨の要望がございましたが、本来日当について廃止すべきものでございましたが、廃止しないで今回額を引き下げることによって理解をいただきました。

では、議案の43ページ本文に戻っていただきまして、附則でございますが、平成17年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 今回の改正は、議員と特別職の人たちの旅費等については、これで

取れんされるのかどうか、これが第1点でございます。

もう一つは、最近の状況からして、とりわけ静岡出張等が、公用車による出張ということが増えているということを聞いているわけでございますが、公用車による出張ということになれば、ある程度の旅費の軽減につながるということで、出張について公用車で比較的やらされるというケースが多々あるのではないのかと。この場合に、公用車の出張について、女子職員であるとか、運転が極めて不得意というんですかね、長期間にわたる運転や交通量の多いところを運転するということが不得手な職員もないわけではないと思うんです。そうしますと、公用車出張というものの実態はどうなっているのか、この点についてお伺いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 車での公用車出張でございますが、静岡県の県庁へ行く場合はほとんど公用車をお願いをしております。また、例えば、課が違っても同じ日、大体同じ時間帯に県の出張があれば、互いにその車に相乗りで行っていただいております。

また、運転免許のない人に公用車で行けと言っても、それは当然無理ですから、その人は当然電車で行くというような。また、本当に運転が得意でない人も、人事管理上大変心配でございますので、こういう方については電車で行くなり、また、万が一どこかの担当部署で同じ日に出張があれば、その方を乗せてもらって行くとか、そういうことで配慮をしております。

また、公用車、特に出張で使います今プリウスという非常に公害の少ない車を購入してございますが、それらについては、自賠責等は民間の自賠責という格好の中で、万が一事故が起きたとしても、民間の専門の方が速やかに対応するというので、これら公用車出張の車については、そういう民間の保険等に配慮をお願いをしているところでございます。

以上です。

〔「特別職」と呼ぶ者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） すみませんが、議員の旅費についても、非常勤の特別職報酬の条例の中で、議員の旅費についても、市の旅費、特別職というか市長等の旅費に適用するという規定がございますので、これは当然下がることとなります。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） 公用車についての利便性というのもこれは当然あるわけです。同時に今申し上げましたように、例えば保健師さんであるとか、あるいは幼稚園の教諭であると

か、保育所の保育士であるとか、こういう人たち、女性だけで五、六人で出張するというケースの場合など、例えば下田市にある水防車等大きな車で、というかよく議会の視察というか現地調査等に使う水防車というんですか、こういう車で行ってこいというふうなケースをたびたびよく聞くわけでございます。一応公用車出張というものの利便性等々はわかるわけでございますが、しかしこれを出張するすべての人に強制するということは、これはいかがかと。むしろ、公用車出張の原則的な方針を、単なる課長なり出張命令者が公用車で行ってこいとか、何で行ってこいということではなくて、こういうケースについては公用車で行くとか、こういうケースについては電車で行くとか、それぞれやはり労働条件、あるいは事情が違ってくると思うんです。ぜひ、その点を明確にした方がいいのではないかということをお自分は思うわけですが、現状、例えば静岡出張は公用車を出張ということをお強制しているわけではなくて、状況に応じて電車で行くということも当然だと、こういうふうにご理解していいでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） それぞれ公務出張の場合は担当課長がそれについては命令するわけでございますが、すべての職員に対して、では静岡出張については公用車で行くと、そういう命令はしていないと思います。それぞれの運転のよしあし、また予算のそういうものに基づいて、当然それぞれ担当の長が柔軟に命令をしているということです。

以上です。

〔発言する者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） 静岡出張とかそういう公用車出張の件についてはとりあえず研究はさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○市長公室長（出野正徳君） 今はないです。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 旅費につきましては、原則実費弁償という当然お考え方は基本にあると思うわけでございます。今度の改正は引き下げることですので、近隣のまず市町村と比べて、どのような実態になるのかというのが第1点ですね。

第2点は、やはり実費弁償ですから、例えば宿泊料がこのところ下がっているというよ

うな現状があるのかどうなのか、やはりこの金額で一定の宿泊、あるいは食卓料といいますか食事がそれなりにできる数字になっているのかどうなのか、そこら辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 県内のそれぞれの旅費でございますが、藤枝市については、平成17年4月施行でございますが、これは日当を廃止をすると。また100キロ以上の加算についても廃止をとということで、それぞれの団体では、日当についてこういう廃止の動きがございます。ただいま、宿泊でございますが、今回1万900円ということで、一般職についてはさせていただきますが、今東京等も当然高いホテルで泊まれば、高いものにつきますが、まあ利用するホテルクラスに泊まりますと、大体御茶ノ水にあるグリーンパレス御茶ノ水とか、グリーンパレスあたりで大体今9,000円ぐらいで泊まれます。また半蔵門会館によく市町村の職員が泊まるような会館がございますが、これは共済でございますので、4,000か5,000円で泊まれるような施設でございます。そういうものを含めると、この1万900円というのは、妥当な数字ではないかと思えます。国の方の基準も、内国旅行の旅費という一つの基準の中で、8級以下4級以上の職員にあるものについてのこの宿泊については、1万900円ということで、この規定に準じておりますので、1万900円という金額は妥当な価格ではないかと思えます。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番（中村 明君） この日当の件ですが、日当はこれはあれですか。例えば半日につきましても2,600円、1日につきましても2,600円ということですか。出張の時間。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 日当については同じ、半日というか、自分で出てきた場合の日当の額というのは、額は同じでございます。

ただ、公用車出張で行った場合、公用車出張の日当がございますが、賀茂郡内は非常に近いものですから、そういうのはまた規則の方である程度、郡内の公用車出張ということで、日当については1,000円とか、例えば協議の……とかそういう組み方をさせていただいておられます。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 7番。

○7番（中村 明君） ここに「50キロメートル以上の日帰り旅行をしたときの日当の額は云々…」と書いてあります。これは結局適用されるわけですね、50キロというのは。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 一つの基準がキロ数50キロメートルでございますから、50キロメートルのものを日帰り加算した場合は5分の2が加算、今までされてきたわけですが、今回それも廃止ということになります。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第30号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議第31号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第31号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第31号 下田市職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する条例の制定についてをご説明をいたします。

提案理由でございますが、当市の財政状況等をおかんがみ、さらには当市の事情にあった手当に見直すために今回提案をするものでございます。

特殊勤務手当は、職員が著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給与表の適用、給与の調整額で考慮することが勤務の態様などから適用でない場合に、勤務の実績に応じて支給をされる手当でございます。

では、改正内容についてご説明をいたします。条例改正関係等説明資料の37ページから40ページをご覧くださいと思います。左のページが改正前、右のページが改正後の規定でございます。

37ページ、改正前の条文を見ていただきたいと思います。第2条で特殊勤務手当として、

市税に従事する者に対する手当、社会福祉業務に従事する者に対する手当、保健衛生業務に従事するものに対する手当の3種類の手当がございます。第3条は市税事務に従事するものの特殊勤務手当の規定でございまして、税務課の職員が1日4時間以上出張して調査、検査、滞納整理に従事した者に対して、日額200円の手当を支給をしております。この業務につきましては、著しく特殊な業務、あるいは不健康、不快とは言えませので、今回廃止をさせていただくものでございます。

第4条は、社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当で、これは2種類ございます。

行旅死亡人取扱作業手当と行旅病人取扱作業手当でありまして、従来は職員が作業をしてきましたが、最近の扱いでは、職員は立ち会うだけで、実際の作業は民間の業者が行っているのが実情でございます。実情にあっておりませので、これも今回廃止をさせていただくものでございます。

第5条は、保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当で、3種類ございます。伝染病防疫作業手当は、伝染病等が発生した場合にはこれは一担当課の問題ではなく、全課が対応するものでございますので、これは全職員にわたるものでございますので、これも廃止をさせていただくものでございます。

清掃作業手当は、環境対策に勤務する者に対し支給の手当でございまして、この手当につきましては、当分の間、継続して支給することにいたしました。

死犬猫等の処理従事手当は、死んでいる犬猫等の処理に環境対策課の職員が従事し、その従事した職員に対して支給をしてきましたが、飼い主が明らかでない犬や猫などの死体は、これは一般廃棄物扱いでございます。通常の仕事であるという認識から、今回廃止をするものでございます。

また、条例事項ではございませませんが、参考のために水道事業において、緊急呼び出し手当と夜間特殊業務手当の2種類の手当がございます。これらの手当につきましても、廃止、見直しをしていく予定でございます。

第7条の支給の調整額については、実態にあった規定ではありませので、削るものでございます。

第8条の特殊手当の支給については、実態にあった規定にこれは整備するものでございます。別表は、清掃作業手当だけを残し、その他の手当は削り、廃止をするものでございます。手当の廃止にあたっては、職員組合と協議を重ねまして、今年の1月17日に協議が調ってございます。

では、議案の45ページ本文に戻っていただきまして、第1条は目的規定でございます。

第2条で都市勤務手当の種類及び範囲を定め、種類として清掃作業手当のみと、範囲としては環境対策課に勤務する職員は対象となります。

第3条は、特殊勤務手当の額を月額7,000円と、また勤務の日数に応じて手当の額の調整をさせていただきます。

第4条は、支給方法、支給要件を規定しております。

附則でございますが、平成17年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） 一時期、特勤手当ということで、多くが批判を浴びたわけでございますが、最終的には清掃職員か環境対策課の職員のみ、月額7,000円、大体1号俸近い手当が、実情継続されるということでございます。これは組合との話し合い等が行われて協議し、進められたということでございますが、そもそも特殊勤務手当というものは、一般の職員等々が一定の特別な業務、不快な、あるいは困難な業務に携わった場合に支給されるというふうなことであったろうと思っておりますが、働く職員の意欲と、ある程度そういうものも含めてあったのではないかなというふうに思わけですが、まあこれはやむを得ないとしまして、先般、市長が議会でお話しされた中で、日露修好150年の事業等について、一部の職員は12時、1時、2時まで居残って仕事をしているという、こういう発言がございました。まず、本市の、今市長がお話しされましたような深夜にわたる仕事というふうな実態はどうなっているのか、あるいはそういう自分にとってみれば、そういうのは特殊勤務になるのかなと思ったりするんですが、そういうのが日常的に、例えば黒船祭であるとか、あるいはその他の業務において、深夜に1時、2時にわたるような深夜業務というふうなものが、日常的にどの程度あるのか、あるいはそれに対する手当等はきちんと支給されているのかどうなのか、お伺いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 深夜業の勤務といいますと、時間外手当の中でも、100分の110という格好で、手当の率が増えるわけでございますが、実際10時以降の勤務というのは、人

事管理上見ていますとほとんどないようです。今回の日露の修好の記念碑でございますが、それらについては相手方がありまして、相手方の交渉がなかなか思うように進まなかった。また交渉にいろんな相違があったということで、それらの調整に結構時間がかかったものですから、やむなく深夜にわたったということで、今の段階では、普通の業務の中では深夜に及ぶのはほとんどないと思います。ただ、今、小林議員が言いましたように、黒船祭などのそういう行事については、二、三日前、例えば1週間くらい前からたまには、そういう深夜に及ぶこともあろうかと思いますが、通常の業務の範囲の中では、深夜に及ぶようなことはございません。

以上でございます。

○10番（小林弘次君） では、大仰に、1回か2回あったということが報告されたというふうに理解していいわけですね。そこで、それらに対しては残業手当が支給されるというお話でございますが、たびたび議会からも指摘され、あるいは国からも指摘されているような、本市におけるサービス残業のようなものは、では、したがって、ないということでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 深夜まで及んだ勤務がサービス残業かと言いますと、非常に難しいということで、事実行為としては、事実の実態の中では、深夜に及んでいますが、ではそれがすぐさまサービス残業とは言いませんが、職員の手当の時間外については、予算の範囲の中で時間外を支給をしてございます。当然時間外命令というのは、課長が職員に対して時間外の命令をして初めて時間外ができるわけでございますので、それがサービス残業なのか、時間外の公務の命令なのか、それはわかりませんが、とりあえずこの事実行為が深夜まで及んだということは事実でございます。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） 今の答弁は、本市においてはサービス残業があり、それが日常化しているというふうに理解していいのかなのか、ちゃんときちっとさせてください。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） サービス残業というか、予算の範囲の中で時間外は支給をしております。

以上です。

〔「サービス残業があるのかどうかということを知っている」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） サービス残業というのは私はないと思っています。

以上です。

〔「残業については予算の範囲内で払っていると、それがサービス残業かと聞いている。そんな答弁ありませんよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 明快な答弁をお願いいたします。

○市長公室長（出野正徳君） では市の予算ですが、限られたこれは予算でございますので、当然その予算の中で処理しなければならない義務があります。それを越えたものについては、人事管理上は時間外と認めてない、ただサービス残業というふうに、それはやっている本人はサービスだかわからないけど、我々管理者としては、命令する方についてはサービスとは思っていないということでございます。ただ命令したものについては、予算の中で時間外手当を支給をしているのであります。ただそれだけの話です。

〔発言する者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 結構ですから、質問してください。

答弁整理しますか。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） ではもう一度答弁をさせていただきますが、当然予算があるものですから、予算の中で時間外手当は支給をしております。

以上です。

〔「それ以外の残業があるかどうかということ……、深夜にまで及んでいると言っているじゃないの。何言ってるの」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 当局、答弁。番外。

○助役（渡辺 優君） 組合との交渉の中では、何回かにわたって、職員からはサービス残業もやっている部署があるよということは聞いております。しかしながら今、公室長が答弁したように、命令については管理職、課長の職務でありまして、当然にその職務の内容の中で、命令を下せば、それについては十分に予算の範囲内で時間外手当を払っているのは、これは現実であります。しかしながら、本音と建前があろうかと思えます。限られた予算の枠の中で年間の時間外等々を見据えての支払い、また命令になろうかと思えますので、その中では職員が自らこれは時間外命令をもらわなくてもやらなければならないという判断をした場合に、やっていることもあろうかと思えますし、それが職員にとってこれはサービス残業だと

判断をすればサービス残業であろうかと思えますけれども、再来言っていますように、公室長としては、管理者の命令ということに従ったものであれば、これは払っているということでございます。

〔発言する者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 10番議員に申し上げます。

質問は起立して結構ですから、やってください。

では、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時 8分再開

○議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

10番議員の質問に対し、当局の明快な答弁を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では時間外手当について、改めてまた説明をさせていただきます。時間外手当については職員の方から時間外命令簿が課長の方へ出されまして、それにはこういうことで今回時間外を勤務時間外に仕事をしたいと、そういう命令簿が出てきます。それに課長がそれ決裁をして初めて時間外、当然それが決されますと、当然時間外手当を支給をしなければならないこととなりますが、それは出てこない場合がございます。それらについては本人が時間外という気持ちはなく、単にあと1時間ぐらいで整理がつくから、仕事していこうかと、そういう考え方も中にはあろうかと思えます。また、先ほど助役の方からお話があったように、まあ中には組合の方からもそういうサービス残業という話も上がっていますので、今後そういうことがないように、なるべく執務環境については整備を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） サービス残業につきましては、日本中で雇用の対策上からも、厚生労働省から厳しく各企業や団体に対して、サービス残業のないよう指摘のあるところをご承知のとおりだろうと思えます。でありまして、先般、本会議において下田市の一部の職員は12時、1時まで仕事をしていると、大変立派な職員もいると、こういうお話がございましたが、ただいまの公室長のお話によりますと、10時以降の時間外手当というようなものは、支

給の例がないと、こういうふうなお話でございます。ぜひ市長以下、助役さん含めまして、下田市におけるサービス残業の実態を客観的に全体で調査されまして、今、公室長のお話しされましたように、サービス残業がないようにぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

14番。

○14番（増田榮策君） 素朴な質問でございますが、この特殊勤務手当はほかの部署では、市長が公約みたいにこれを減らすということで、これを減らしましたけれども、この清掃事務所、環境課だけは、清掃作業手当として支給するというのは、これ私、素朴な疑問として大変疑問に思うわけです。ということは、この現業職の人間はそもそも清掃をするための職員なんです。市長、そうではありませんか。それで、私はそこで一つ疑問を感じているのですが、これは私のうがった見方かもしれませんが、この現業職の給与が低いために、この7,000円で、要するに清掃手当という手当の矛盾したもので、調整してないかどうか。本来ならば、現業手当をそのものを私は見直すべきではないのか。こういう手当だけで、調整手当というだけでこの無理な清掃手当をつけること自体が、私は何か非常に市民側からとしたら、矛盾を感じるんです。この7,000円の清掃手当というのは、本当に必要なかどうか、率直なご意見をちょっとお願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 私の方へということでございますから、答弁させていただきます。まさに、議員がおっしゃるとおり、考え方は一致いたしましたので、そういう考え方で、やはり清掃事務所に入られた方は清掃の業務を承知で入られている方でございますから、私自身とすれば、本来この手当も見直すべきだという考え方を持って、今申し入れをさせていただきます。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） 私は、こういう調整手当で給料を一般職員との差額を埋めるのではなくて、現業の職員の給料体系を見直すべきだと思いますが、その点もう一度お願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 今こういう状況の中で、今度また人事院の方もいろいろな勧告が出されるようでありまして、こういう中で果たして給料の上げというのが妥当かどうかというこ

とはわかりません。この清掃手当は今、議員がおっしゃったように、給料が低いからこの手当で何とかしようという考え方は毛頭ございません。あくまで清掃手当というものについての審議は今させていただいて、申し入れをしてあると、こういうふうにご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） やはり、市長の考えは確かにわかります。これは給料を値上げすることも、今の現状の中からは難しいと思えます。はっきり言って今の財政規模から、危機的状況の中から、現業職員の給料を、では一般職と並ぶように改定するというのも私は非常に難しい。ではその辺のこの苦しいのが、清掃手当というまた苦しい言い逃れで出てきたのではないかと、私はそういうふうに感じています。ぜひ、これはあくまで市役所の清掃の作業員と言っていいかはわかりませんが、職員としてこういう給与体系だよという前提のもとに入ってきているわけですから、特殊手当は本来ならば、やはりこれは市としては出せませんよという一貫した姿勢を取るべきだと私は考えますので、ぜひ、その点をもし組んでいただければ、そういう改正に向けて、また採用時にこういう給料体系でよろしいかと、そういった採用をしていただくようお願いしまして、私は終わります。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。
15番。

○15番（土屋誠司君） 1点聞きますけれども、この現業職手当というのは、いわゆる現業職だけですか、それとも、ここに書いてあるのを見ると、「環境対策課に勤務する職員」だから、一般職もプラスされるんですか。その1点を。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） そのこの条文に書いてあるとおりに、環境対策課に勤務する職員すべてに手当が支給されるということです。

○議長（佐々木嘉昭君） 15番。

○15番（土屋誠司君） そうすると、ただあっちへ行くとプラスされるという。だけど、そうすると現業職、いわゆるごみとかああいうのを扱っているから特殊であって、清掃事務所の中で勤務している者に、それが手当ですべていくのはおかしいと思うんですけれどもね。それについて。特殊性がないと思うんです。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 環境対策課職員も、中には現業職で収集に行けない職員が休み

等ができた場合、この一般職の職員が車に乗って出かけることもございますので、ではそういう人にはどうだという問題もございますので、今そういうこともございますので、これは払ってございます。先ほど市長も言いましたように、これは一つの業だと。市の一般事務の業だということで、市長もそれぞれ見直しをしていこうという強い意志を持って、今後組合との交渉をしますので、廃止をする予定で今後前向きに考えていきたいと。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） この特殊勤務手当の今度の改正によって、どのぐらいの金額の支給が削減がされると考えているのか、第1点お尋ねをしたいと。

それから、第2条で清掃勤務手当を置くということでございますので、やはり特殊勤務手当の意義というものを、当局はそれなりに認めているということだろうと思うわけです。そういうものは、必要でないということであれば、一律カットしてしまえばいいわけでありまして、例えば、市税等については10億からの滞納金を抱えていると、こういう中でやはり滞納整理をしていこうと、こういうことになりますと、この第3条の税務の職員には1日4時間以上云々と一定の手当を出しますよ、ぜひ頑張ってほしい、そういうものまで含めて廃止をしてしまおうということは、やはり何かそこにきっちりした当局の意図が感じられない。やはり市の仕事が多岐にわたり、それぞれ特殊な要件を持っている仕事については、特殊な手当を出す、こういう歴史がそこにあるだろうと思うわけです。そういうものをきっちり精査をして、必要のないものは切るということになろうかと思えますけれども、そうではない必要なものまでも、今度の提案の中では切られているのではないかと思うわけです。伝染病等々は、このごろ水道や下水道が発展して、なかなかありがたいことにそういう事件がございませんが、外国旅行者が出てきたというようなことになりましたら、みんなが対応するから出さなくてもいいのではなくて、やはりそういう特殊な一定のものに対応、危険なものに対応せねばならないというようなものには、きっちり従来と同じように、手当を支給するという当局の姿勢と心構えが必要だろうと思うんです。このことによって、大変財政的に負担が軽くなるというような状態というよりも、むしろ市の行政に対する、いろんな困難な行政に対する職員への励ましというのでしょうか、そういう側面も多くこの特殊勤務手当の中の歴史には含まれているという具合に当然理解をすべきだと思うわけです。これらのところの配慮がどのようにされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、今回7本のそれぞれの手当を廃止、1本は残すということで、今回お願いするものでございますが、これを今回施行いたしますと、先ほど提案理由のところでご説明いたしましたように、約14万9,000円、ほんのわずかな金額ではございますが、この一つ一つの手当自体が今の実態に合っていないということで、税務手当についてもこれは一つの税を預かる人の職務だと、業だということで今回一つずつの手当については見直しを図り、また組合とも話をした中で、今回決めさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議題31号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議第32号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第32号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市民課長（土屋徳幸君） それでは、議第32号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案案件名簿の46ページと47ページ、及び説明資料の41ページと42ページをお開きください。

提案理由といたしましては、経済活動の変動に伴う手数料の金額の改正と静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例の公布に伴う別表の改正でございます。

41ページが改正前、42ページが改正後の条文で、下線部分が改正箇所でございます。

現行の下田市手数料条例の別表第1（第2条関係）の表中、区分住民基本台帳の（住民基本台帳の閲覧「1回につき300円」を「一人につき300円」）に改めるもので、近年の経済活動の変動により、個人情報的重要性、また利便性が高まっています一方、現行の1回につき300円では、1時間以内に何人の情報でも300円ということになり、その情報の実質的価値との乖離が大きくなっていること、また近年、個人情報保護の必要性が高まっており、

現行法で認められている権利といえども、個人情報保護の観点から、そのハードルを高くする必要があると判断し、県東部、他市の状況等を勘案し、今回の改正をお願いするものでございます。

次に、別表第2（第2条関係）の屋外広告物関係手数料の表中、区分第1種「はり札又は立看板その他これらに類するもの（第2種又は第3種のものを除く。）」の削除、区分第2種「のはり札又は同項第3号の立看板」を「から第4号までに掲げるもの」に改め、単位に「一本」を追加するものでございます。

現行では、金属、プラスチック製の張り札、立て看板は、区分第1種、ベニヤ板、政党の張り札、立て看板は、区分第2種でございますが、張り札、立て看板、広告旗は、本来材質にかかわらず、短期間の表示を目的とした簡易広告物であり、第3種を除き、第2種の区分に統一すると静岡県手数料条例の改正に伴い、改正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、案件名簿の47ページにお戻りください。

本文の附則の施行期日であります、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

雑駁ですが、以上で議第32号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

12番。

○12番（大川敏雄君） 今回の基本台帳の閲覧料の改正の理由、今課長が提案していただきましたように、個人情報が大変重要になったと、その上で情報の方も大事になったと、そういうようなことで今回「1回」を「一人」にしたんだと。この「1回」を「一人」にすることにおいて、当初予算の対比で見ても、去年は5万円が今度30万になっているんですね。6倍の値上げですよ。いろいろ周辺の市町村、あるいは他市とも状況を見たんでしょうが、いかにしても、大変な率の値上げなんですね。この辺についての精査はどうされたか、ちょっともう一度説明願えませんか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市民課長（土屋徳幸君） ただいまご指摘の点の、従来「1時間 300円」を今回「一人 300円」ということで、大幅な改定ではないかというご指摘でございます。過去数年の実績を

見てみますと、決算上は平成15年が162件で、当時1時間、大体もう1件につき1時間半以内で皆さん終わっておりますので、300円かけまして、今ご指摘のとおり4万8,600円、平成14年の決算が206件で、6万1,800円の手数料収入という決算額になっております。今回平成17年度、見込みをどのくらい置くかということは、先ほど申し上げたとおり、今回改正の趣旨の一つの理由の中に、ややハードルと言いますか、手数料を上げることによって、むだということはないんですが、安易な情報収集には適さないよという場合には、排除するような思惑もございまして、今回の「一人 300円」という額に決めさせていただいた経緯もございまして。簡単に言いますと、17年度予算がではどのくらいを見込んでいるかといいますと、とりあえず30万、いわゆる1,000件ですね。1,000件程度を見込んで30万の金額を見込ませていただいておりますが、先ほど言ったようなケースの中で、あまりの値上がりをしたために、今回は見送ろうというようなケースも出てくる可能性もありますので、あくまでも予算計上1,000人分ということでの30万を見込ませていただいております。

ちなみに、議員ご指摘のとおり、では他市町村の状態との比較はどうであるかということですが、ちなみに申し上げますと、現行では、伊東市は「1世帯 300円」、それから熱海市が「一人 200円」、それから、伊豆市が市になったばかりですので「一人 100円」ということらしいですが、それから三島市が「一人 300円」等々の状況でございます。逆に郡内各町村はどうであるかということになりますと、やはり東伊豆町が「30分 200円」、郡内は大体分刻みで規定されておまして、南伊豆町も同額、松崎も同額、西伊豆も同額、賀茂村も同額で「30分 200円」という現行では条例になっております。

ちなみに、河津町は資料提供の「1冊について150円」というちょっと特別な規定になっておられるようでございますが、参考までに申し上げますと、近隣他市町村はそういう状況にあります。そういう意味の中において、当市で採用いたしましたのは、東海道沿線並みの金額を想定させていただいたと。

ちなみに、この件につきましては、伊豆新聞等で報道されました公共料金等審議会の答申が出されたということで、報道されたものを見たと思われませんが、東伊豆町からは、うちも改正したいよというような問い合わせも来ておりますし、また、沼津市の方からも、その辺の背景についての問い合わせも来ております。そういう状況でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 12番。

○12番（大川敏雄君） 今の説明、わかりました。

ともかく、私個人の印象としては、結果して急激に大変値上げしたなど、こういう印象が

物すごく強い。そういう意味では、ひとつ委員会で十分審議していただくということをお願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

14番。

○14番（増田榮策君） 若干質問させていただきます。この住民基本台帳の閲覧に対して手数料が大幅に値上がったと、こういうことでございますが、本来この住民基本台帳の個人情報情報が漏れて、つい最近犯罪になった例があります。この閲覧によって住所から犯罪に至るケースがあったという点は大きな社会問題になっているわけです。一説に聞きますと、金融、商品の物販、土地、家屋の調査、そういうものの非常に閲覧が多くなっているということも私は聞いているんですが、この閲覧に対して料金を上げて果たしてこういう個人情報を守るという意味からにおいては、非常に危険な面があると。この閲覧人を確認のための防御措置といえますか、そういったものはどういうふうにとられているのか、ちょっとお聞きいたします。

続いて、屋外広告関係の手数料が今回1枚、1個につきが、1本または1個につきということで変わってきたわけですけれども、静岡県の屋外広告物条例の第4条の3項2号から4号まで、これは3種を除くというものがあるんですが、実際にこれは具体的なものは、1種がプラ、2種がベニヤということですが、私は今のこの下田市の実態を見ますと、道路沿線、それから人の塀までを含めて広告物がはんらんしているわけですけれども、これらの広告物の実際に130円を払う人間がどれだけいるかということ、私はちょっと疑問視しているわけですが、取り締まりと払わせるという表裏一体の関係がどうもよくわからないんですが、果たしてこの取り締まりといえますか、現状の今の実態はどういうふうになっているか、ちょっとその辺をわかりましたらお願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市民課長（土屋徳幸君） それでは、私の方からは住民基本台帳の閲覧の関係についてご説明をさせていただきます。確かに議員ご指摘のとおり、近年この個人情報の悪用によりまして、いろんな犯罪が多発しております。つい最近では、私どももいろんな情報を集めたところでは、ある名簿業者がこの制度を悪用しまして、多量の住民情報を仕入れ、それを別の名簿業者に売却したとか、それらの情報に基づいてよく最近言われています、いわゆる強引商法といえますか、そういったもののリストに使われているというような情報も漏れ承っております。本来この住民基本台帳の閲覧制度といえますのは、住民基本台帳法の11条という条

文の中に定められておりました、だれでも請求できるよという規定になっております。それが、とりあえず一番最初にスタートいたしましたのは、昭和26年の住民登録法という法が今現在の住民基本台帳法の前進でありまして、それらにつきましては、あくまでも当時の目的は住民の利便の増進及び地方公共団体の行政のために活用するという、そういう前提に基づきまして制定されたものであります。その後、本籍とか続柄等、公開に不適當な事項があるということがございまして、現行法では、住所、氏名、生年月日、性別の4項目については、閲覧申請に基づいてだれでも申請できるという形になっております。その後、そうはいつてもなかなかこの部分につきましては問題があるということで、その後閲覧項目の制限をした後、閲覧の申請、先ほど議員がおっしゃるように、申請の段階でもある程度枠を設けたと、これが法第11条第2項のところのところでございまして、省令で決められておりますが、申請の段階では閲覧を請求する者の氏名、住所を明らかにし、なおかつ請求にかかる住民の範囲も明確に下さいというところの省令が発せられたところであります。

しかしながら、これをでは具体的に申請を受理する上において、特定の個人を確認できるかというところに非常に問題があるわけです。架空の住所、架空の氏名を記載されたところで、それをどこまでチェックできるのかという、非常に我々としても実務上ちょっと疑問を感じることは多々あります。一方では、企業名で申請するところもございまして、もっと言えば、突き詰めれば、法人登記の確認をしたり、法人登記による業種の内容を確認するとか、そこまで必要なかというところもございまして、現行においては、なかなかそこまで確認できていないというのが実情でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 屋外広告物の関係でございますけれども、この取り締まりと、払わせるというか、徴収についての実態というご質問でございますけれども、取り締まりにつきましては、県土木事務所の方の都市企画、それから市の方と、これと年何回か市内を全部回りましてこれはやっております。それと、今の第2種に変わりました張り札、立て看板、これにつきましては、平成15年から県の方から権限移譲されたものですけれども、これにつきましては、15、16とこれについての申請は1件もございません。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） 今の説明である程度わかったわけですが、今この住民基本台帳の閲覧に関しまして、各自治体とも苦慮しているのが実態だそうでございます。それはよくわか

ります。それで、私は、例えば郵便貯金でも最近非常に厳しくなって、本人の確認の例えば免許証提示、印鑑証明の提示、こういったものを銀行でもするようになったと。私はやはり、これから不測の事態が起りかねないという前提のもとに、下田市の市の内規というものをもう少し強化して、確認をきっちりやるということ、それから使用目的を必ず明記して、それに制約するというようなことも私は必要だなと。ぜひ内規の整備をする必要があるのではないかなと思いますが、その点、いかがでしょうか。

それから、今広告条例でたしか県と下田市で張り看板等をやっているということでございますが、例えば、実態は夏白浜の海水浴場へ来て、例えばディスコとか喫茶店とか食堂とか開いたと。そういうときに人のうちの前であろうと、電柱だろうと、張り看板、立て看板を置いてばあっと行ってしまうわけですよ。それも実態はやりっ放しですよ。そういう実態をやはりすばやく監視して、これは広告条例に基づいてちゃんと手数料を払わなければできませんよと。また、しかし法律上はこういうことはできませんよという明確にしたものを、やはりある程度市民に周知徹底させてやらない限り、私はいくら現行で1枚、1本幾ら、1個につき130円といえども、実態は払わない方が多いと思うんです。その点いろんな、例えば、多々戸の入り口の交差点のところとか、白浜の海岸沿い、もうありとあらゆるところ、旧道に行けばいっぱいあります。人のうちの屋敷だろうと、山だろうと、土手だろうと構わず立てていくと、こういう実態もやはり取り締まりといいますか、周知徹底させるということが、私は料金を設定してもそれが確実に取れるということをしないと、この条例の改正の意味がないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市民課長（土屋徳幸君） 住民基本台帳の閲覧の内規といいますか、いわゆる取扱要綱的なものだと思います。現行法上では、だれもが請求できるという状況の中で、先ほど申し上げたとおり、とりあえず閲覧の申請については、その請求理由と住所、氏名、それから閲覧の範囲、それは申請書の中で書き込むことになっております。議員がおっしゃるのは、それ以上といたしまして、本人確認の一つの手段、並びに目的外使用をしないというような誓約書的なものをとるよというお話だろうと思います。その辺は当然この時代の通性によって必要性は感じておりますので、いわゆる取扱要綱的なものの製作を検討してみたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 議員がおっしゃるように、市民にも徹底して取り締まり、それか

ら監視、周知徹底するということですので、またこちら辺につきましては、土木事務所の方と十分協議しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） 個人情報の保護ということからいきますと、住民基本台帳がどなたにも閲覧ができるということは、極めて不都合な場合が生じるということは、各議員が指摘されたとおりでございますが、個人情報の保護という観点からいきますと、そういう状況下において、どうしたらいいのかということを考えるべきだと思うんです。そうした場合に、本人以外、例えば、本人が、僕なら僕が自分の住民基本台帳を閲覧するとかということについてはともかくとしても、第三者が閲覧した場合に、役所として情報を知り得た人の、あなたの住民基本台帳をどなたかが閲覧しましたという個人情報を取得した人や何かを、当事者、要するに閲覧された人に知らせるといふような制度が僕は必要だと思うんです。個人情報の保護の上には絶対に不可欠なのは、役所がたくさん持っている個人情報を、どなたが引き出したかということを引き出された当事者に知らせるといふ、これが個人情報保護の原則だと思うんです。これは、公の機関が引き出そうと、だれが引き出そうと、やはり当然利用された本人にそういうことが通知される、知らされると、こういうことが必要だと思いますが、これについては、そういうことはございませんでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市民課長（土屋徳幸君） 確かにそういった意味では、今、議員がご指摘のような制度の必要性というのは感じるところでございますが、現行法の中でちょっと私どもの方でそこまで立ち入って対応できるかというところが、ちょっと今の段階では、申しわけございませんが、即答いたしかねるところでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 10番。

○10番（小林弘次君） 個人情報の保護ということが、国においても自治体においても、大きな問題になっていると思うんです。したがって、下田市は個人情報の保護の条例を持っておりますから、そういう点で住民基本台帳の閲覧に対して第三者が閲覧した場合の通知といふような規定ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市民課長（土屋徳幸君） 私の勉強不足かもしれませんが、私の承知している中では下田市

の個人情報保護条例によって、個人情報の保護の対応を規定しているところがございますが、この中で第29条の他制度との調整という項目がございます。その中の第2項で、「他の法令等の規定により、個人情報の公開等の手続が定められているときにおける当該個人情報の公開等については、適用しない。」という規定がございますので、住民基本台帳法の対応については、住民基本台帳法の法に基づいた対応で対応するしかないというふうに私は理解しております。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第32号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議第33号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第33号 下田市個人情報条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（高橋久和君） それでは、議第33号 下田市個人情報条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の48ページ及び説明資料の43ページとをお開き願いたいと思います。

まず、提案理由でございますが、平成17年3月31日付をもちまして南伊豆総合計算センターが解散いたします。それに伴いまして、当条例中の条文中にある南伊豆総合計算センターの文を削除するものでございます。

それでは、説明資料の43ページ、44ページをお開き願いたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後、アンダーラインが引いてある部分が改正文でございます。

第11条 オンライン結合の禁止、第1項中「南伊豆総合計算センターとのオンラインによる結合又は」を削除し、右側のように改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案の49ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。

以上、非常に簡単でございますが、議第33号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

○14番（増田榮策君） 1点だけ、ちょっと素朴な質問で申しわけございませんが、このオンライン結合の禁止ということは、個人情報の取り扱いに関して通信回線そのほかの電子処理をしてはならないと、こういうわけでございますが、これは確かにオンラインの結合によって個人情報が漏れるということでございますが、今この電算機関係とかなんかで一番コンピューターを扱うこの部署で問題になっているのは、外部からのウイルスの侵入が非常に巧妙になってきていると。これによってオンラインだけで個人情報が漏れるというのではなくて、CD-ROM、こういったものによって職員に持ち出されるとか、またはCD-ROMを使ったらそれにコンピューターのウイルスが入っていたとか、今は既に携帯電話にウイルスが入ってきて、大変大きな問題になっているわけですが、こういった面に関しても個人情報の保護という観点から、非常に私は重要だと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、計算センターとの関連については、住民基本台帳等については、計算センターとのオンラインで結ばれているわけでございますが、それ以外のものについてはほとんどございませんが、ただ、LGWANということで、国、県との改正についてはこれは国の方もセキュリティー対策に非常に厳しくて、市の方もその要綱等は、つくってございます。

また、市のウイルス対策等でございますが、今フロッピーについては、もうフロッピーに抜き出さないで、フロッピーをいじらすと、中には家へ持ち帰ったりなんかすることがございますので、必ずその本体とサーバーの方へ入れ込むようにということで、これは指導しております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議が午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、この後、議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 2時49分散会